



Kyushu FG

九州フィナンシャルグループ

証券コード：7180

第11期

定時株主総会招集ご通知



日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）



場所

鹿児島銀行 本店別館ビル 3階大ホール
鹿児島県鹿児島市泉町3番3号

第11期定時株主総会会場は鹿児島市となっております。
末尾の総会会場ご案内図をご確認のうえ、お間違えのない
ようご注意ください。

中継会場を熊本市に設けております。
後記の「中継会場ご案内図」をご参照ください。



「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に
パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7180/>



株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました
お土産につきましては、2023年からとりやめさせ
ていただいております。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



九州フィナンシャルグループ

PURPOSE

パーパス(存在意義)

私たちは、お客様や地域の皆様とともに、
お客様の資産や事業、地域の産業や自然・文化を育て、守り、引き継ぐことで、
地域の未来を創造していく為に存在しています

VISION

ビジョン(目指す姿)

お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する
『地域価値共創グループ』への進化

VALUE

バリュー(価値観・行動指針)

- 誠実 …………… 高い倫理観を持って行動する
- 主体性 …………… 自ら考え、失敗を恐れずに行動する
- チームKFG …… 志を一つに、グループの最適を考えて行動する

株主の皆様へ



代表取締役社長
笠原 慶久

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2025年度の国内経済は、米国の関税政策の影響があったものの、堅調な個人消費と設備投資拡大が緩やかな回復基調を支え、上場企業の業績好調を背景に日経平均株価は2026年2月に史上最高値を更新しました。また、日本銀行は2025年12月に政策金利を0.75%程度に引き上げ、金融正常化を進めました。

当社が地盤とする九州では、半導体受託生産世界最大手であるTSMC（台湾積体回路製造）に起因する半導体産業向けの設備投資が引き続き高水準で推移しました。物価上昇の影響はあるものの、賃上げによる所得環境の改善から個人消費は緩やかに回復しており、地域経済は着実な歩みを続けています。持続的に成長する地域経済に対して、当社グループは引き続き支援してまいります。

このような中、当社グループが2024年4月からスタートした第4次グループ中期経営計画「躍進」も、いよいよ最終年度を迎えました。計画期間を通じ、地域価値共創グループの実現に向けた取り組みを着実に推進してきた結果、2025年度の当期純利益は実質過去最高益を達成しました。

イラン情勢をはじめ、世界的な地政学リスクによる経済の不確実性が高まっている中ではありますが、中期経営計画「躍進」の最終年度を締めくくべく、当社グループ丸となって総仕上げに全力で取り組み、次の成長ステージへのさらなる「躍進」に向け、地域の皆様とともに歩んでまいります。

引き続き、株主の皆様のご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年5月

目次

第11期定時株主総会招集ご通知	2頁
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件	9頁
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	20頁
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件	21頁
事業報告	26頁
連結計算書類及び計算書類	64頁
監査報告	105頁

2026年5月29日
(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株 主 各 位

鹿児島県鹿児島市金生町6番6号
(上記は登記上の所在地であり本社業務は下記で行っています)

熊本県熊本市西区春日1丁目12番3号

株式会社九州フィナンシャルグループ

代表取締役社長 **笠原 慶久**

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第11期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kyushu-fg.co.jp/ir/stock/shareholders/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/P R情報」 を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を事前行使いただくことができます。

また、株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様がご覧いただけるよう、インターネットでの同時中継を行います。なお、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。

敬 具

記

1	日時	2026年6月26日(金曜日) 午前10時
2	場所	鹿児島銀行 本店別館ビル 3階大ホール 鹿児島県鹿児島市泉町3番3号 (子会社である鹿児島銀行の本店所在地で開催いたします。)
<p style="color: red; margin: 0;">【熊本中継会場について】 中継会場を熊本市に設けております。詳細は後記の「中継会場ご案内図」をご参照ください。</p>		
3	目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第11期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第11期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件</p> <p>第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件</p> <p>第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度の一部改定の件</p>

以上

※ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の方に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告のうち下記事項

「当社の現況に関する事項」の一部、「会社役員(取締役)に関する事項」の一部、「当社の株式に関する事項」、「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「その他」

②連結計算書類

③計算書類

④監査報告書

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

**熊本市の
中継会場に
ご来場の
株主様へ**

※ 熊本市の中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。

※ 中継会場にご来場の場合は、書面又はインターネット等により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

**議決権行使書及び
インターネット等による
議決権行使についての
ご案内は4～5頁を
ご覧ください。**

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会に
出席される
場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付**にご提出ください。

日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時
(受付開始予定時刻 午前9時)

場所

**鹿児島銀行
本店別館ビル
3階大ホール**

郵送で
議決権を
行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で
議決権を
行使される場合



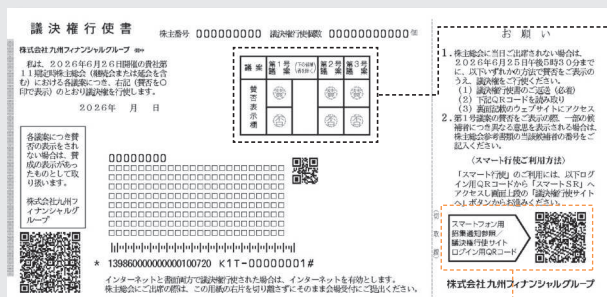
インターネット等による議決権行使のご案内（5頁）をご参照のうえ、「スマート行使」による方法もしくは議決権行使コード・パスワードをご入力する方法によって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

詳細は5頁をご覧ください

書面による議決権行使のご案内



議決権行使期限：
2026年6月25日（木曜日）午後5時30分 到着分まで

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 → 「否」の欄に○印

(一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。)

※議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※スマート行使に必要なQRコードが記載されており、この裏面には、インターネット等による議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

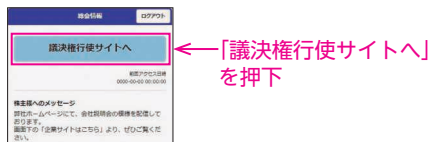
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※ [QRコード] は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンを押下します。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は 1 回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。



「ネットで招集」からも「スマート行使」にアクセスいただけます。

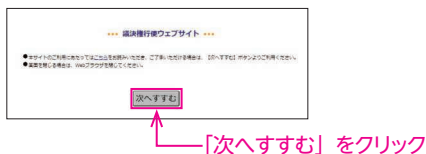
「ネットで招集」の「議決権行使ボタン」を選択すると、お手元の端末のカメラが起動します。そこから議決権行使書用紙のQRコードを撮影しても、「スマート行使」へアクセスいただけます。



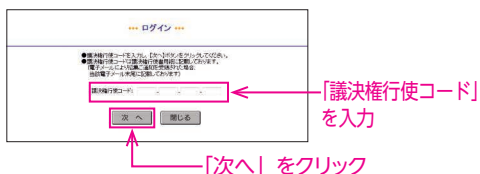
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

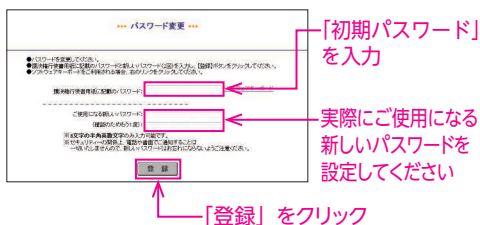
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末・年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

事前質問の受付についてのご案内

事前に株主総会の目的事項に関わるご質問をお受けいたします。
詳細については以下のとおりです。

受付期間：2026年6月1日(月)から2026年6月10日(水)まで

インターネット等による議決権行使の際、議決権行使ウェブサイトのアンケート機能を利用して、事前質問をお送りいただくことが可能です。

議決権行使ウェブサイトの行使受付完了画面から「アンケートに回答する」ボタンを押して、質問事項をご入力ください。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高く、審議の参考になると当社が判断した事項につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。

なお、ご質問が本株主総会の目的事項に関しない場合、ご質問が重複する場合、ご質問に対して回答することがお客様、従業員、その他の者の権利・利益を侵害するおそれがある場合等は、回答は差し控えさせていただきます。また、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

※ 受付期間外にいただいたものについては受付ができかねる場合がございますので、受付期間内での早めの送信をお願いいたします。

インターネット中継のご案内



第11期定期株主総会の模様は、お手持のスマートフォン、パソコン等でご視聴いただけます。



視聴方法



スマートフォン・タブレット端末等で視聴する場合

1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 「スマートSR」画面上部の「株主総会ライブ配信」からご覧聴ください。



PC等で視聴する場合

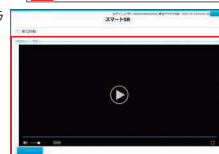
1 右記のURLより議決権行使書右側の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



2 「スマートSR」画面上部の「株主総会ライブ配信」からご覧聴ください。



公開日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時から



インターネット中継に係るご注意（免責）事項

- インターネット配信をご視聴される株主様は、株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。インターネットまたは書面により事前に行使いただけますようお願いいたします（4～5 頁ご参照）。また、ご質問・ご意見を承ることができませんのであらかじめご了承ください。
- 何らかの事情により中継を行わない場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kyushu-fg.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- インターネット配信の視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- インターネット配信の撮影・録画・録音・保存ならびに二次利用（SNS 等による公開）等は固くお断りいたします。
- ご使用の端末（機種、性能、セキュリティ設定等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金などは株主様のご負担となります。電話回線を用いて視聴される場合、定額制の加入契約をしていない等により、通信事業者から高額な料金請求が来る場合がありますので、特にご注意ください。



後日配信

株主総会の模様については、当社ウェブサイトでも、後日配信を予定しております。配信にあたっては、株主様の音声や画像等プライバシーに配慮いたします。

当社ウェブサイト <https://www.kyushu-fg.co.jp/ir/stock/shareholders/>



ネットで招集のご案内

株主総会の動画や本招集通知の主要コンテンツを、パソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。
<https://s.srdb.jp/7180/>



配当金について

2026年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1

期末配当金

1株当たり16円

当社は、定款の規定により、2026年5月14日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき16円とし、効力発生日（支払開始日）を2026年6月1日とすることを決議いたしました。

2

効力発生日（支払開始日）

2026年6月1日

中間配当金として1株につき13円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき29円となります。

主な手続き、ご照会等の内容

お問い合わせ先

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き



口座を開設されている証券会社

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行 証券代行部

【株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル】

TEL: ☎ 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間：平日9時～17時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ



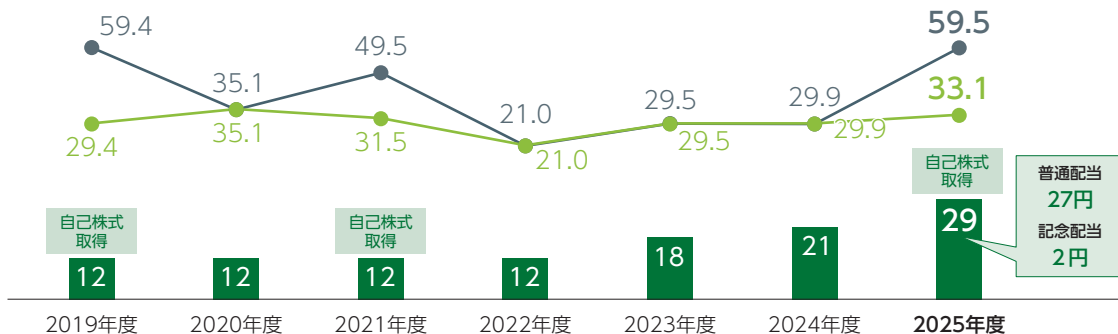
株主還元方針

2026年度より株主還元方針を以下の通り変更しております。

- 当社は、累進的配当を基本としつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向35%を目安とし、利益成長を通じて増配を実現していきます。また、自己株式の取得については、機動的な実施により、株主還元の充実を図ってまいります。

配当・株主還元実績の推移

■ 配当額（円） ● 総還元性向（%） ● 配当性向（%）



株主総会参考書類

第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、当社の定める下記の選任基準及び選任方針に基づき、指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、取締役会にて決定しております。

<取締役の選任基準及び選任方針>

- 1 取締役の選任は、以下の選任基準を踏まえ、取締役として適した人物を指名・報酬諮問委員会において審議のうえ、取締役会にて対象となる取締役の選任議案を株主総会に上程することを決議する。

<選任基準>

- (1) 優れた人格、高い倫理観を有している。
 - (2) 未来に向けた長期的視点を持ち、当社グループの理念【パーパス(存在意義)・ビジョン(目指す姿)・バリュー(価値観・行動指針)】を十分理解したうえで、積極的に自らの意見を申し述べることができる。
 - (3) 専門分野における豊富な経験や高い知見を有しており、自らの資質向上に努める意欲が旺盛である。
- 2 取締役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選任の方針を以下のとおりとする。
 - (1) 取締役の選任基準を踏まえ、当社グループ出身の取締役候補者をバランスよく選任する。
 - (2) 前号を踏まえ、グループ経営の観点から特に補完すべき分野の知識、経験、能力に加え、当社グループが定める独立性判断基準に抵触しない社外取締役候補者を複数名選任する。

また、社外取締役3名については、全員が当社の定める社外役員の独立性判断基準を充足いたしております（社外役員の独立性判断基準については19頁をご参照ください）。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

【参考】 候補者一覧

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当	
1	こおり やま あき ひさ 郡 山 明 久	代表取締役会長	再任
2	かさ はら よし ひさ 笠 原 慶 久	代表取締役社長	再任
3	た だ り いち ろう 多 田 理 一郎	取締役専務執行役員 (担当：地域価値共創事業 事業戦略部)	再任
4	やま かた しん いち 山 方 真 一	取締役専務執行役員 (担当：経営企画部 広報・IR部 人事・総務部 デジタルインノベーション部)	再任
5	いち つぼ こう いち 市 坪 孝 一	取締役常務執行役員 (担当：監査部)	再任
6	きた むら さ よ こ 北 村 幸代子	取締役常務執行役員 (担当：C R統括部)	再任
7	いかり やま ひろ み 碓 山 浩 美	—	新任
8	たか もと よし ろう 高 本 芳 郎	—	新任
9	ね もと ゆう じ 根 本 祐 二	取締役	再任 社外 独立
10	しぶ さわ けん 渋 澤 健	取締役	再任 社外 独立
11	ふく もと のぶ あき 福 本 伸 昭	取締役	再任 社外 独立

候補者
番号

1

こおり やま あき ひさ
郡山 明久 (1957年5月11日生)



再任

- 当社における地位及び担当 代表取締役会長
- 所有する当社の株式数 77,660株
- 取締役会への出席状況 11/11回 (100%)

略歴

1980年 4月	株式会社鹿児島銀行 入行	2012年 6月	同行 常務取締役
1999年 3月	同行 総合企画部主任調査役	2014年 6月	同行 専務取締役
2006年 6月	同行 隼人支店長	2015年10月	当社 取締役
2008年 6月	同行 人事部長	2019年 6月	株式会社鹿児島銀行 代表取締役副頭取
2010年 6月	同行 取締役人事部長	2024年 4月	同行 代表取締役頭取
2011年 6月	同行 常務取締役総合企画部長	2024年 6月	当社 代表取締役会長 (現任)
		2026年 4月	株式会社鹿児島銀行 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社鹿児島銀行 取締役

【取締役候補者とした理由】

当社グループの鹿児島銀行において営業店支店長、取締役人事部長、常務取締役総合企画部長、常務取締役、専務取締役、代表取締役副頭取、代表取締役頭取を歴任。2015年の当社設立から3年8ヶ月間、経営企画部門担当役員として、経営計画の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

かさ はら よし ひさ
笠原 慶久 (1962年1月5日生)



再任

- 当社における地位及び担当 代表取締役社長
- 所有する当社の株式数 189,600株
- 取締役会への出席状況 11/11回 (100%)

略歴

2014年 4月	みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員	2016年 6月	当社 取締役
2015年 4月	株式会社肥後銀行入行 (常務執行役員監査部長)	2018年 4月	株式会社肥後銀行 代表取締役副頭取
2015年 6月	同行 取締役常務執行役員	2018年 6月	同行 代表取締役頭取 (現任)
2016年 5月	株式会社鹿児島銀行 取締役	2019年 6月	当社 代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社肥後銀行 代表取締役頭取

【取締役候補者とした理由】

当社グループの肥後銀行において、2018年から代表取締役頭取として経営を牽引するとともに、2019年から当社取締役社長に就任し、当社グループの経営全般を統括。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

ただりいちろう
多田 理一郎 (1965年5月30日生)



再任

■ 当社における地位及び担当

取締役専務執行役員
(担当：地域価値共創事業
事業戦略部)

■ 所有する当社の株式数

22,500株

■ 取締役会への出席状況

11/11回 (100%)

■ 略歴

1989年4月	株式会社肥後銀行入行	2023年6月	当社 取締役専務執行役員
2022年4月	当社 上席執行役員監査部長	2025年4月	当社 取締役専務執行役員 (現任)
	株式会社肥後銀行 上席執行役員監査部長		九州FG証券株式会社 取締役 (現任)
	株式会社鹿児島銀行 上席執行役員監査部長		九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役 (現任)
2023年4月	当社 常務執行役員		株式会社九州みらいCreation 取締役 (現任)
	株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員		
	株式会社鹿児島銀行 常務取締役		

■ 重要な兼職の状況

九州FG証券株式会社 取締役、九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役、株式会社九州みらいCreation 取締役

【取締役候補者とした理由】

当社及び肥後銀行、鹿児島銀行の3社兼務の監査部長としてその重責を全う。2023年から当社の取締役常務執行役員として監査部門を担当し、リスク管理体制の高度化に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

やま かた しん いち
山方 真一 (1965年10月4日生)



再任

■ 当社における地位及び担当

取締役専務執行役員
(担当：経営企画部 広報・IR部
人事・総務部
デジタルイノベーション部)

■ 所有する当社の株式数

21,480株

■ 取締役会への出席状況

9/9回 (100%)

■ 略歴

1988年4月	株式会社鹿児島銀行入行	2025年4月	当社 常務執行役員
2016年3月	同行 鴨池支店長		九州FG証券株式会社 取締役 (現任)
2020年11月	同行 理事総務部長		九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役 (現任)
2021年4月	当社 執行役員経営企画部長		株式会社九州みらいCreation 取締役 (現任)
	九州会計サービス株式会社取締役 (現任)		
2023年4月	当社 上席執行役員経営企画部長	2025年6月	当社 取締役常務執行役員
		2026年4月	当社 取締役専務執行役員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

九州FG証券株式会社 取締役、九州会計サービス株式会社 取締役、九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役、株式会社九州みらいCreation 取締役

【取締役候補者とした理由】

当社グループの鹿児島銀行において営業店支店長、理事総務部長を歴任。2021年から当社の執行役員経営企画部長に就任し、経営企画・管理等の諸政策の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

いち つば こう いち
市坪 孝一 (1965年12月19日生)

再任

- 当社における地位及び担当 取締役常務執行役員 (担当：監査部)
- 所有する当社の株式数 10,200株
- 取締役会への出席状況 9 / 9回 (100%)

■ 略歴

1988年 4月	株式会社鹿児島銀行 入行	2025年 4月	当社 常務執行役員 株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員
2021年 4月	同行 理事経営企画部長		(現任)
2022年 4月	同行 執行役員経営企画部長		株式会社鹿児島銀行 常務取締役 (現任)
2024年 4月	当社 上席執行役員事業戦略部長	2025年 6月	当社 取締役常務執行役員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員、株式会社鹿児島銀行 常務取締役

【取締役候補者とした理由】

当社グループの鹿児島銀行において理事経営企画部長、執行役員経営企画部長を歴任し、2024年から当社の上席執行役員事業戦略部長に就任。当社グループの営業推進や事業開発等の諸施策に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

きた むら さ よ こ
北村 幸代子 (1966年1月30日生)

再任

- 当社における地位及び担当 取締役常務執行役員 (担当：C R統括部)
- 所有する当社の株式数 36,200株
- 取締役会への出席状況 9 / 9回 (100%)

■ 略歴

1984年 4月	株式会社肥後銀行 入行	2024年 4月	同行 常務執行役員 C R統括部長
2016年 3月	同行 稲荷前支店長	2025年 4月	当社 常務執行役員 株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員
2021年 4月	同行 執行役員託麻ブロック統括店長兼託麻支店長		(現任)
2023年 4月	同行 上席執行役員事務統括部長	2025年 6月	当社 取締役常務執行役員 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員

【取締役候補者とした理由】

当社グループの肥後銀行において営業店支店長、上席執行役員事務統括部長を歴任。2024年から常務執行役員C R統括部長に就任し、コンプライアンス体制の高度化に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

いかり やま ひろ み
碓山 浩美 (1962年7月6日生)



新任

- 当社における地位及び担当 —
- 所有する当社の株式数 53,850株
- 取締役会への出席状況 —

■ 略歴

1985年4月	株式会社鹿児島銀行入行	2019年4月	同行	常務取締役
2011年6月	同行 卸本町支店長	2022年4月	同行	専務取締役
2015年6月	同行 執行役員融資部長	2024年4月	同行	代表取締役副頭取
2018年4月	同行 常務取締役融資部長	2026年4月	同行	代表取締役頭取 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社鹿児島銀行 代表取締役頭取

【取締役候補者とした理由】

当社グループの鹿児島銀行において、営業店支店長、融資部長等を歴任。2019年から鹿児島銀行の常務室メンバーとして長年にわたり経営手腕を発揮。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

たか もと よし ろう
高本 芳郎 (1965年5月4日生)



新任

- 当社における地位及び担当 —
- 所有する当社の株式数 26,300株
- 取締役会への出席状況 —

■ 略歴

1989年4月	株式会社肥後銀行入行	2021年4月	同行	上席執行役員と信統括部長
2016年4月	同行 水前寺ブロック統括店長兼水前寺支店長	2022年4月	同行	取締役常務執行役員
2019年4月	同行 執行役員水道町ブロック統括店長兼水道町支店長	2025年4月	同行	代表取締役副頭取 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社肥後銀行 代表取締役副頭取

【取締役候補者とした理由】

当社グループの肥後銀行において、営業店支店長、与信統括部長を歴任。2022年から取締役常務執行役員に就任し、肥後銀行の役員として経営手腕を発揮。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループのさらなる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

9

ね もと ゆう じ
根本 祐二 (1954年10月27日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役

-

11/11回 (100%)

独立

略歴

1978年 4月	日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行	2015年 6月	株式会社鹿児島銀行 取締役
2006年 4月	東洋大学 経済学部教授	2018年 6月	当社 取締役（現任）
2008年 4月	同大学 PPP研究センター長	2025年 4月	東洋大学 名誉教授/国際PPP研究所 シニア・リサーチパートナー（現任）

重要な兼職の状況

東洋大学 名誉教授/国際PPP研究所 シニア・リサーチパートナー

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大学教授として地域政策に携わった経験を活かし、公共政策、都市開発、地域開発の専門家として豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

10

しづ さわ けん
渋澤 健 (1961年 3月18日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役

-

9/9回 (100%)

独立

略歴

1984年 1月	財団法人日本国際交流センター入職	2023年 1月	株式会社&Capital 代表取締役CEO(現任)
1997年 6月	ムーア・キャピタル・マネジメント東京駐在員事務所代表	2024年 4月	株式会社肥後銀行 取締役(社外)
2001年 3月	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役(現任)	2025年 6月	当社 取締役(現任)
2008年 8月	コモンズ投信株式会社 取締役会長(現任)		株式会社セブン銀行 取締役(社外・現任)

重要な兼職の状況

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役、コモンズ投信株式会社 取締役会長
株式会社&Capital 代表取締役CEO、株式会社セブン銀行 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

外資系金融機関勤務後、2001年にシブサワ・アンド・カンパニー株式会社を設立し、現在も代表取締役を務めるほか、他企業の代表取締役や社外取締役を務める等、企業経営について豊富な経験と幅広い見識を有しています。中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

11

ふくもと のぶ あき
福本 伸昭 (1959年4月28日生)



再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役

—

9 / 9回 (100%)

独立

■ 略歴

1983年4月	日本IBM株式会社入社	2019年4月	株式会社JTB情報システム 取締役常務執行役員
2008年4月	同社 シニア・エグゼクティブPM	2020年4月	株式会社JTB 常務執行役員CIO CISO
2009年4月	株式会社地銀ITソリューション 代表取締役社長	2023年4月	同社 デジタル戦略推進担当シニアアドバイザー
2015年4月	日本IBM株式会社 金融ソリューション事業担当執行役員	2023年10月	株式会社ピーエスシー 執行役員(現任)
		2025年6月	当社 取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社ピーエスシー 執行役員

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

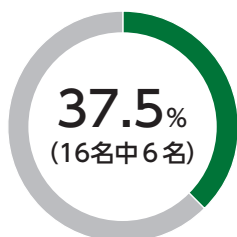
日本IBM株式会社や株式会社JTB等、国内外大手企業のシステム部門の要職を歴任。豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
2. 根本祐二氏、渋澤健氏、福本伸昭氏は社外取締役候補者であり、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。
3. 根本祐二氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ8年となります。
渋澤健氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ1年となります。
福本伸昭氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ1年となります。
4. 根本祐二氏、渋澤健氏、福本伸昭氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出ており、各氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は根本祐二氏、渋澤健氏、福本伸昭氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、各氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

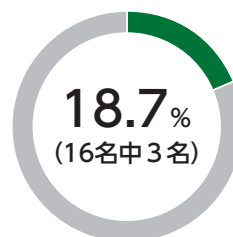
【参考】スキル・マトリックス

	地位	社内取締役が知識・経験・能力を有する分野／社外取締役へ特に期待する分野										
		企業経営	営業戦略	市場運用	法律・リスク管理	財務・会計	地域産業振興	グローバルビジネス	人事戦略	サステナビリティ	DX・テクノロジー	
【社内取締役】												
郡山明久	代表取締役会長	●	●	●	●	●	●		●			
笠原慶久	代表取締役社長	●	●				●	●	●	●	●	
多田理一郎	取締役専務執行役員		●		●		●					
山方真一	取締役専務執行役員		●			●				●		
市坪孝一	取締役常務執行役員				●		●		●			
北村幸代子	取締役常務執行役員		●		●							
碓山浩美	取締役		●		●	●	●		●	●		
高本芳郎	取締役		●		●	●	●		●	●		
北ノ園雅英	取締役(監査等委員)		●			●	●					
坂田二郎	取締役(監査等委員)			●	●	●						
【社外取締役】												
根本祐二	取締役					●	●			●	●	
渋澤健	取締役	●	●	●		●		●	●	●		
福本伸昭	取締役	●	●			●						●
田島優子	取締役(監査等委員)	●			●					●		
鈴木伸弥	取締役(監査等委員)	●	●		●					●	●	
大鼓利枝	取締役(監査等委員)	●			●			●	●			

独立社外取締役比率



女性取締役比率



(注) 記載の割合は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

スキル選定理由

項目	選定理由
企業経営	取締役会において、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、的確な意思決定を行うため
営業戦略	
市場運用	
法律・リスク管理	取締役会が適時・適切な情報開示を監督するとともに、内部統制及びリスク管理体制を適切に構築し、運用状況を監督するため
財務・会計	
地域産業振興	第4次グループ中期経営計画の基本戦略1「未来を創る地域価値提供の取り組み加速」において、地域や自治体と連携した新規事業の創出及び事業領域の拡充に取り組むとともに、海外ビジネスの創出・販路拡充を支援するため
グローバルビジネス	
人事戦略	第4次グループ中期経営計画の基本戦略3「持続的成長に向けた強固な経営基盤の確立」において、当社グループの未来を支える人材ポートフォリオの構築等を通じて、人的資本経営の実践による社員価値向上を推進するため
サステナビリティ	第4次グループ中期経営計画の基本戦略3「持続的成長に向けた強固な経営基盤の確立」において、地域の脱炭素社会の実現に向けた支援等の取り組みや、基幹系システムの統合やデジタル技術を活用した生産性向上に取り組むため
DX・テクノロジー	

当社社外役員の独立性判断基準

- 1 当社又はグループ内会社の業務執行取締役、執行役員又は使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去10年間に於いても業務執行者ではなかったこと、又、当社グループが主要株主である会社（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上である会社）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人ではないこと。
- 2 当社又はグループ内会社を主要な取引先とする者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと。
- 3 当社又はグループ内会社の主要な取引先である者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと。
- 4 当社又はグループ内会社から、一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は寄付等を受取る組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
- 5 当社又はグループ内会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社、もしくはそのグループ内会社の取締役等の役員ではないこと。
- 6 現在、当社又はそのグループ内会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間当該社員等として当社又はその現在のグループ内会社の監査業務を担当したことがないこと。
- 7 弁護士やコンサルタント等（法人である場合は、その職務を行うべき社員等を含む。）であって、役員報酬以外に当社又はグループ内会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社又はグループ内会社を主要な取引先とする法律事務所等の社員等ではないこと。
- 8 当社又はグループ内会社の取締役、執行役員、又は参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、又、最近5年間に於いて当該取締役、執行役員又は役員に準ずる者であった者の配偶者又は二親等以内の親族（以下、「近親者」という）ではないこと、かつ、その近親者が上記1、2、3、4、6、7と同様の基準に該当しないこと。
- 9 その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(附則)

- 1 仮に上記2～8のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員候補者とすることができる。
- 2 本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合、直ちに当社に告知するものとする。
- 3 本基準において「主要な取引先」とは、その者と当社グループとの取引額が直近の事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおいて、各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上である者を意味する。

第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2021年6月18日開催の第6期定時株主総会において、年額総額3億円以内（うち社外取締役分は3,600万円以内）としてご承認いただき今日に至っております。

今般、当社では、経済情勢や経営環境の変化、事業規模の拡大およびコーポレートガバナンス強化に伴う優秀な人材確保、中長期的なインセンティブ強化の観点から、報酬体系の見直しが不可欠となりました。

つきましては、諸般の事情を総合的に考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額総額5億円以内（うち社外取締役分は3,600万円以内）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は3名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11名（うち社外取締役は3名）となります。

当社は、取締役の報酬に関する方針として、公正性と透明性を謳っており、本議案につきましては、当該方針に基づき、指名・報酬諮問委員会に諮問した上で、取締役会において決定したものであるため、相当であると判断しております。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

1. 改定の理由及びこれを相当とする理由

2023年6月16日開催の第8期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員並びに当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をいただき、今日に至っております。（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）

本議案は、本制度に基づき対象役員に付与するポイントを業績に連動させるとともに、対象役員に付与するポイント数の上限を変更することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、原決議同様、対象役員の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより一層高めることを目的としております。本議案をご承認いただくことを条件に22～25頁に記載の内容に本制度を一部変更することを予定しておりますが、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

また、本議案は、第2号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額総額5億円以内（うち社外取締役分は3,600万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は6名となります。

なお、監査等委員会から、本制度の目的、指名・報酬諮問委員会からの答申を含む本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度の改定は相当であるとの意見表明を受けております。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

下記のとおり、一部改定いたします。主な改定箇所は下線のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。）及び執行役員並びに当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。）及び執行役員

(3) 信託期間

2023年9月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2024年3月末日で終了した事業年度から2026年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が

未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり1,500,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は4,500,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、1,500,000ポイント(うち、当社の取締役分として300,000ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数15,000個の発行済株式総数に係る議決権数4,238,301個(2026年3月31日現在)に対する割合は約0.35%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時まで当該対象役員に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

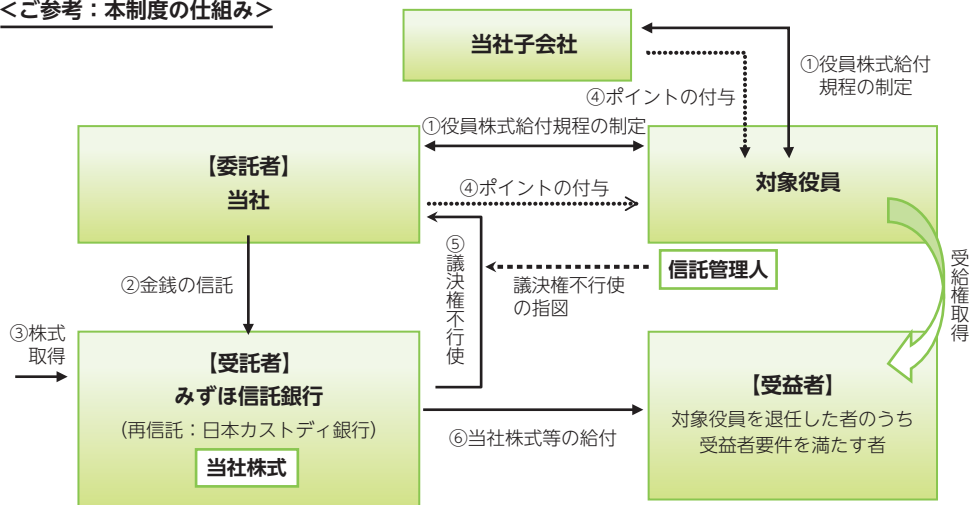
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社及び当子会社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当子会社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

1 当社の現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過及び成果等

【当社グループの主要な事業内容】

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社肥後銀行（以下、「肥後銀行」といいます。）、株式会社鹿児島銀行（以下、「鹿児島銀行」といいます。）、九州FG証券株式会社（以下、「九州FG証券」といいます。）を含む連結子会社25社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信託業務、金融商品取引業務等の金融サービスに係る業務のほか、DXソリューション事業、ECモール事業等の地域価値共創事業を行っております。

【金融経済環境】

当期のわが国経済は、米国の関税政策の影響が自動車産業を中心にみられる中、春闘による賃上げや所得環境の改善を背景におおむね緩やかな回復が続きました。設備投資は持ち直し、雇用情勢も改善が続く中、日本銀行は12月に政策金利を0.75%程度に引き上げました。

こうした経済環境のもと、日経平均株価は大きく変動しました。上半期は4月に米国の関税政策の影響を受け歴代3位の急落で31,000円台まで落ち込みましたが、日米交渉の進展やAI・半導体需要の拡大、FRBの利下げ再開が相場を押し上げ、9月には史上初の45,000円台に到達しました。下半期も上昇が続き、2月27日には終値58,850円と史上最高値を更新しましたが、その後は日銀利上げ観測や中東情勢の緊迫化から不安定となり、年度末の終値は51,063円となりました。為替相場は、4月当初の関税政策による米国経済停滞懸念から1ドル140円台前半まで円高が進んだものの、日米交渉の進展や世界的な株高を背景に円安へ転じ、9月末には148円台後半となりました。下半期は日米金利差から円安が進み、12月末に156円台に達しました。年明けは米国の景気後退懸念と日銀利上げ観測から円高が進み、1月下旬には152円台まで上昇しましたが、3月下旬には中東情勢の影響等により159円台まで急落しました。

地元経済は、物価上昇の影響はあるものの、賃上げによる所得環境の改善から個人消費は緩やかに回復しました。また、熊本ではTSMCを起因とした半導体産業向け設備投資が高水準で推移しました。

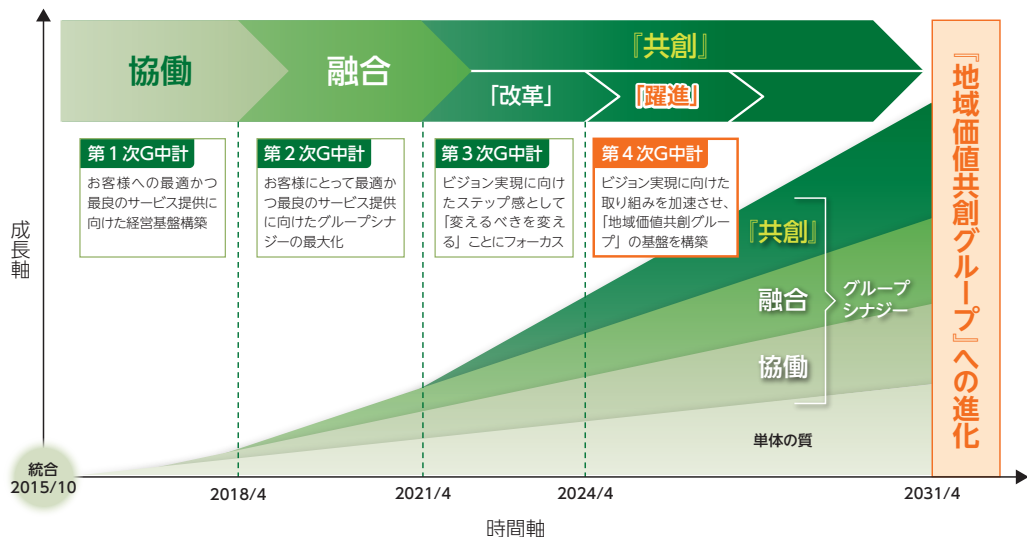
【当社グループの事業の経過及び成果】

当社は、2015年10月1日、肥後銀行と鹿児島銀行（以下、総称して「両行」といいます。）との経営統合に伴い、共同株式移転により設立いたしました。両行の地元を中心とした九州での存在感をさらに発揮できる盤石な経営基盤を確立することで、広域化した新たな地域密着型ビジネスモデルを創造し、地元との信頼関係をさらに強化するとともに経営の効率化を促進し、企業価値を高め、地域価値共創グループとして活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献してまいります。

【第4次グループ中期経営計画】

当社グループは、2015年10月の設立以来、「協働」ステージ、「融合」ステージと歩み、2021年4月には、総合金融グループから地域価値共創グループに進化する10年間の計画を掲げ、これを共創ステージと定めました。また、2024年4月からは、共創ステージの第1章「改革」に続く第2章として、第4次グループ中期経営計画「躍進」（計画期間：2024年4月1日～2027年3月31日）をスタートさせ、地域価値共創グループへの進化に向けて取り組んでおります。

1. 位置づけ



2. 概要

基本方針		地域価値共創グループ実現へ向けての躍進		
基本戦略	1. 未来を創る地域価値提供の取り組み加速		2. 地域経済の成長に向けたコア事業の強化	
	戦略の柱	① 新たな事業への挑戦・事業領域の拡充	戦略の柱	① 地域産業の成長支援強化
		② 地域・お客さま起点のソリューション提供		② ライフプランコンサルティングの深化
	3. 持続的成長に向けた強固な経営基盤の確立			
	戦略の柱	① 人的資本経営の実践による社員価値向上		
		② GX・DXにかかる先進的な取り組み		
③ KFGビジネスモデルの変革				

3. 主な財務指標

指標項目	2025年度計画	2025年度実績	2026年度計画
①当期純利益	310億円	376億円	450億円
②コア業務純益	427億円	483億円	620億円
③顧客向けサービス業務利益	260億円	250億円	320億円
④OHR	65.6%	66.2%	60.0%
⑤連単倍率（当期純利益）	1.02倍	1.01倍	1.00倍
⑥株主資本ROE	4.5%	5.4%	6.0%
⑦自己資本比率	10.75%	11.34%	11.00%
⑧RORA	0.48%	0.61%	0.66%
⑨PBR	0.70倍以上	0.62倍	0.88倍以上

2025年度の決算について

当年度における当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

(総預金 (預金及び譲渡性預金))

総預金は、法人預金及び個人預金の増加等により、前年度末比2,316億円増加し10兆8,110億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、法人向け及び個人向け貸出の増加等により、前年度末比2,018億円増加し9兆2,442億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国債等の増加により、前年度末比2,790億円増加し2兆1,435億円となりました。

(損益状況)

連結経常収益は、資金運用収益及び役員取引等収益の増加等により、前年度比119億58百万円増加し2,632億50百万円となりました。連結経常利益は前年度比107億74百万円増加し537億66百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比73億6百万円増加し376億74百万円となりました。

当年度の期末配当につきましては、1株あたり16円とすることといたしました。

■ 預金及び譲渡性預金

(億円)



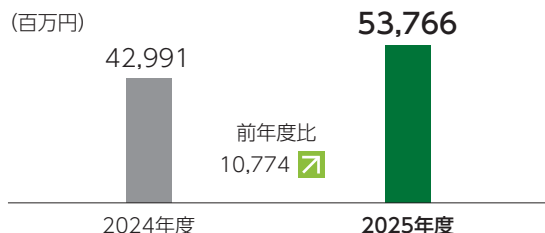
■ 貸出金

(億円)



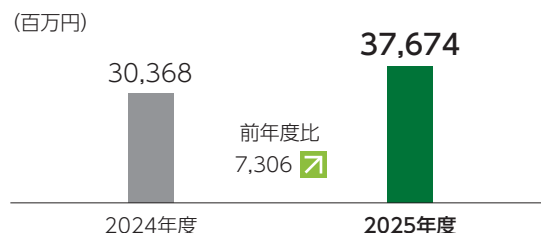
■ 連結経常利益

(百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)

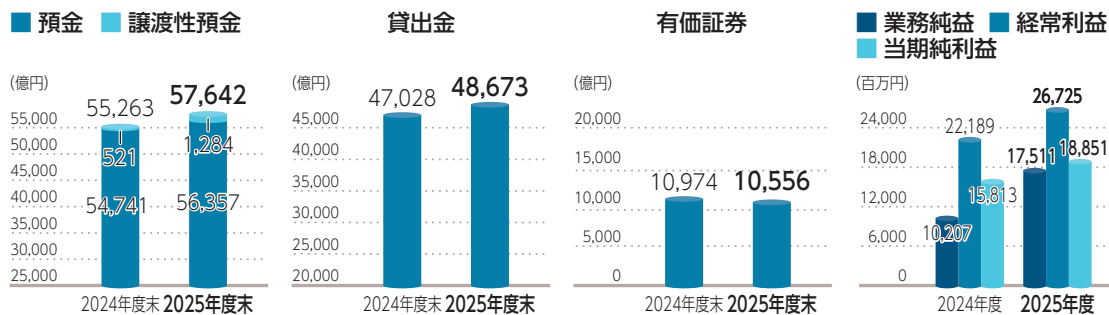


(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(肥後銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績)

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が法人預金及び公共預金の増加等により、前年度末比2,379億円増加し5兆7,642億円、貸出金が法人及び個人向け貸出の増加等により、前年度末比1,644億円増加し4兆8,673億円、有価証券が国債等の減少により、前年度末比417億円減少し1兆556億円となりました。

また、業務純益は前年度比73億4千万円増加し175億11百万円、経常利益は前年度比45億36百万円増加し267億25百万円、当期純利益は前年度比30億37百万円増加し188億51百万円となりました。

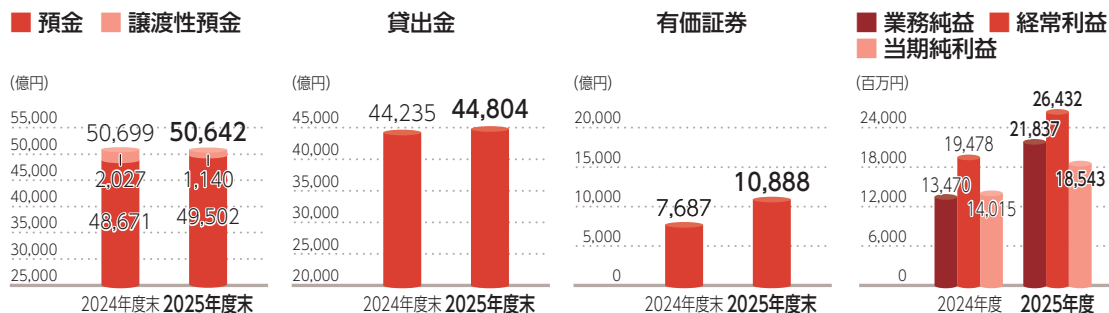


(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(鹿児島銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績)

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が公共預金の減少等により、前年度末比56億円減少し5兆6,422億円、貸出金が個人及び公共向け貸出の増加等により、前年度末比569億円増加し4兆4,804億円、有価証券が国債等の増加により、前年度末比3,200億円増加し1兆888億円となりました。

また、業務純益は前年度比83億67百万円増加し218億37百万円、経常利益は前年度比69億53百万円増加し264億32百万円、当期純利益は前年度比45億28百万円増加し185億43百万円となりました。



(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

第4次グループ中期経営計画の2年目となる2025年度において、当社グループが実施した主な施策は次のとおりです。

未来を創る地域価値提供の取り組み加速

<新たな事業への挑戦・事業領域の拡充>

2023年4月設立の地域商社「株式会社九州みらいCreation」は開業3周年を迎えました。ECモール「よかもーる」では南九州の逸品を幅広く取り扱い、2026年3月末で取扱商材約900品、会員数約45,000名まで拡大しております。海外輸出事業では抹茶、海苔、桑葉等を中心に拡販に取り組み、2025年7月には地域金融機関グループ単独で国内初となるふるさと納税ポータルサイト「ふるさと一番」の運営も開始する等、業務の幅を広げております。

また、2026年3月には持続的成長を目指してベトナムを代表するIT企業「FPTジャパンホールディングス株式会社」と基本合意書を締結いたしました。これにより、当社グループのソフトウェア開発力強化に加え、取引先のベトナム進出・販路拡大支援や地域価値共創事業等の多面的な支援が可能となります。

<地域・お客さま起点のソリューション提供>

多様化・高度化する事業ニーズに対して、グループ一体で様々な課題解決支援を行っております。

肥後銀行と鹿児島銀行は、2025年4月に宮崎銀行、「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」と協働で「南九州サーチファンド」を設立・出資し、中小企業の事業承継ニーズへの対応を強化しております。

肥後銀行では、地域におけるウェルビーイングと地域価値の向上を目指して、2025年10月に健康経営事業子会社「株式会社九州健康経営ラボ」を設立しました。また、2026年2月には、グループ会社の「株式会社KSエナジー」が再生エネルギーの安定供給と地域のカーボンニュートラルの実現に向け、「株式会社日立製作所」と特別高圧系統用蓄電所の共同開発・運用に関する検討を開始しました。

鹿児島銀行では、2026年1月に地域のデジタル化の実現を目的に、デジタル関連事業を行う「パステムソリューションズ株式会社」を子会社化しました。また、グループ会社の「鹿児島保証サービス株式会社」は、2025年10月に「全保連株式会社」と業務提携を開始し、近年の家族構成の変化に対応した家賃債務保証事業を展開しております。

地域経済の成長に向けたコア事業の強化

<地域産業の成長支援強化>

TSMC（台湾積体回路製造、以下同様）の日本初の生産拠点となるJASM熊本第1工場が2024年12月に量産を開始し、第2工場も2027年末の稼働に向けて準備が進む等、半導体関連産業の集積が急速に進展しています。

肥後銀行では、「電子デバイス関連産業プロジェクトチーム」を中心に、サプライチェーン参入機会の創出、台湾企業の進出・取引拡大支援、さらにビジネスマッチング提案力の強化等に積極的に取り組んでおります。半導体関連産業向け融資は、2022年4月から2026年3月までの累計で約3,788億円、サプライチェーン参入を支援した企業数は2026年3月時点で29社となっており、「新生シリコンアイランド九州」の実現に向けた支援を継続しております。

また、広域連携推進のため、2025年9月に北洋銀行と「半導体サプライチェーン構築に関する覚書」を締結し、2026年2月には次世代半導体の設計・製造を担う「Rapidus株式会社」へ出資する等、北海道と九州を結ぶ新たなビジネス機会の創出にも取り組んでおります。

当社グループとしても、九州・沖縄・山口の地方銀行13行が参加する「九州・沖縄地銀連携協定（愛称：Q-BASS）」の枠組みのもと、2025年9月に経済産業省「GX支援体制強化事業」に採択されたサステナビリティ推進プロジェクトや、同年11月の引越しワンストップサービス「ペンリィ」認知度向上支援等を通じ、中小企業支援の強化と地域の利便性向上を図っております。

<ライフプランコンサルティングの深化>

当社グループでは、肥後銀行・鹿児島銀行と「九州FG証券株式会社」が連携したグループ一体のコンサルティング営業を展開し、NISA（少額投資非課税制度）を活用した資産形成支援に取り組んでおります。

「株式会社九州みらいCreation」と連携したキャンペーンや資産運用セミナー・フェア等の実施により、「九州FG証券株式会社」の預り資産残高は2026年3月時点で約4,800億円となり、1年間で約1,000億円増加いたしました。

また、高齢化に伴う相続・資産承継ニーズへの対応として、信託業務を2019年4月より開始しております。2025年度の信託業務契約件数は前年度比845件増加の2,833件となり、全国地銀でもトップクラスの契約件数を獲得しております。今後も、「銀・証・信」の連携による専門性の高いサービスをワンストップで提供し、お客様の資産形成・承継に貢献してまいります。

持続的成長に向けた強固な経営基盤の確立

<人的資本経営の実践による社員価値向上>

当社グループは、第4次グループ中期経営計画の策定にあたり、地域価値共創グループへの進化に向け、法人コンサルティング、個人コンサルティング、IT・DX、マーケット、コーポレートの各領域で必要な人材ポートフォリオを策定しております。各専門分野で活躍できる知識・経験・実績を有する人材の育成に向けて、計画的な人事ローテーションや専門性の高い公的資格の取得支援等に取り組むとともに、専門人材のキャリア採用も積極化しております。

従来の銀行・総合金融サービス領域では部門別の集合研修等を強化する一方、新たな事業への挑戦や事業領域の拡充に向けては、グループ合同のIT企画力研修や生成AIデータ活用・アイデア創出研修を通じてグループシナジーを高めております。また、2025年度には海外研修を再開し、台湾・ベトナムへグループ各社から総勢40名を派遣したほか、DX人材の母集団拡大を目的としたマインドセットセミナーには約250名が参加しました。

ワークエンゲージメント向上に向けては、4年連続のベースアップを含む5%以上の賃上げに加え、挑戦機会の創出を目的とした社内公募制度「キャリアチャレンジ」や手挙げ制研修の拡充に取り組んだ結果、エンゲージメントスコアは前年比2ポイント改善の76ポイントとなりました。

<GXにかかる先進的な取り組み>

当社グループは、気候変動や自然資本・生物多様性への対応を重要な経営課題として位置付けております。地域社会の脱炭素化を積極的に推進するため、2023年3月にスコープ1、2の「KFGカーボンニュートラル宣言」を公表し、2026年3月には「2050年ネットゼロ長期目標」を新たに設定いたしました。自社のスコープ3排出量に加え、投融資ポートフォリオを含むサプライチェーン全体での温室効果ガス削減に向け、移行計画の中で中間目標の策定を進めております。また、ガバナンス強化の観点から、2025年8月に「サステナビリティ・アドバイザリーボード」を設置し、外部有識者の知見を経営に反映しております。

自然資本・生物多様性の領域においては、2025年11月にJ-GBFの趣旨に賛同し、「ネイチャーポジティブ宣言」を公表いたしました。また、2024年度よりTNFDの提言に沿った開示を行うとともに、2025年度は環境省が主催する「令和7年度脱炭素社会実現に向けた自然関連情報分析実践プログラム」に参加し、重要セクターにおける自然への依存・影響の分析を通じ、投融資ポートフォリオにおける自然との関わりを整理しております。

<DXにかかる先進的な取り組み>

地域におけるキャッシュレス化の推進として、熊本ではキャッシュレス決済アプリ「くまモン！ Pay」、鹿児島では「Payどん」による地域決済プラットフォームの高度化を継続しております。

肥後銀行では、2024年3月の「肥後銀行アプリ」に続き、2025年6月に「くまモンのICカード」を発展的に継承するスマートフォン決済アプリ「くまモン！ Pay」をリリースいたしました。同アプリは世界中のVisa加盟店でのタッチ決済に対応、2026年3月には決済端末不要のハウスQR決済を追加し、熊本県内を中心に展開しております。

鹿児島銀行では、自治体や地域企業等と連携した「Payどん」のデジタル地域振興券・プレミアムポイント事業を拡大しており、子育て世帯支援や物価高騰対策、商店街活性化等の自治体施策での活用実績も積み上がっております。また、2025年7月には、口座開設や各種諸届を非対面で完結できる「かざんアプリ」の提供を開始し、お客様の利便性向上と店舗事務の効率化を実現しております。

加えて、両行では営業店窓口に店頭タブレットを導入し、申込書類のデジタル化等により記入負担軽減と窓口業務効率化を進めております。住宅ローンや事業性融資では、PDFファイルへの電子署名で手続きが完結する電子契約サービスの導入により、お客様は営業時間外でも契約内容の確認・署名が可能となり、ペーパーレス化と生産性向上を着実に進めております。

さらに当社グループでは、AI活用をDXの中核技術と位置付け、業務プロセスの高度化と生産性向上に向けた取組みを強化しております。2025年10月にAI専門部署を新設し、文章作成・校正、議事録作成、行内問い合わせ対応等に段階的な実装を進めるとともに、2026年3月にはリスク対応と積極活用を目的に「AIポリシー」を制定いたしました。

<KFGビジネスモデルの革新>

第4次グループ中期経営計画では、持続的成長に向けた経営基盤強化の一環として、デジタル基盤の強化およびシステム最適化（統合・共通化）を重点施策に掲げております。

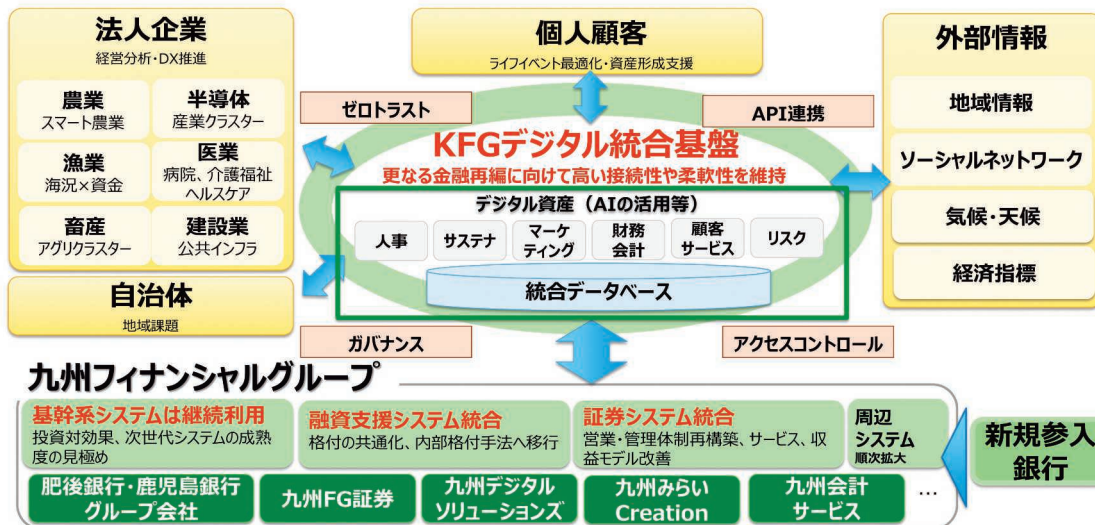
これまで検討を進めてきたシステム統合については、地域価値共創グループへの進化を目指し、戦略的にKFGデジタル統合基盤を先行構築するとし、基幹系システムを継続利用いたします。

グループ横断でのデータ統合を進め、AIを駆使した価値創造を進める仕組みとしてデジタル統合基盤の構築に取り組みます。当該基盤の構築により、当社グループの経営管理の高度化が図られるとともに、金融再編の柔軟性確保が期待できると考えております。

また、融資・証券等の主要システムは統合効果が高く、サービス価値向上に直結することから、優先的に統合を推進してまいります。

KFGデジタル統合基盤を活用した将来ビジョン

■ KFGデジタル統合基盤＝地域・産業・金融が循環し、価値を共創する“九州プラットフォーム”



【経営環境及び対処すべき課題】

当社グループの地元である中・南九州においては、恒常的に生産年齢人口が首都圏・都市圏へ流出しており、少子高齢化の加速、市場規模の縮小等、構造的な問題を抱えております。一方で、TSMCの熊本進出が、九州各地の経済に与えるインパクトは大きく、地域経済へプラスに寄与することが期待されております。

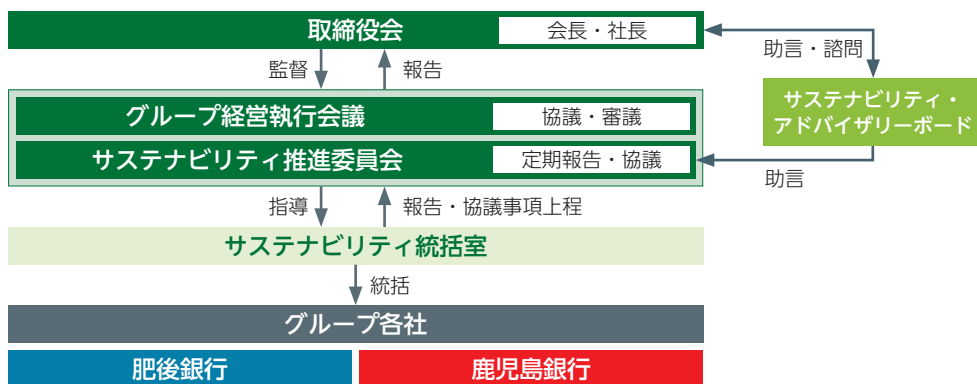
金融業界においては、今後見込まれる金利上昇局面への対応や他の金融機関等との競合当に加え、DXやSDGsといった多様化するお客様の課題やニーズへの対応も求められております。このような経営環境の中、当社グループは、「その地域にどのような地銀があるかによって、その地域の未来が変わる」との考えのもと、新たな事業への挑戦や事業領域の拡充を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献していくことが、役割であり使命であると認識しております。引き続き、地域価値共創グループへの進化に向け、グループ一丸となって取り組んでまいります。

サステナビリティ経営の実践

【サステナビリティ経営の推進体制】

当社グループでは、持続可能な地域社会と自社の価値創造の実現に向けて、サステナビリティ推進委員会を設置し、サステナビリティに関わる取り組みの進捗状況や、サステナビリティ関連のリスク及び機会について報告・議論を行っています。当社にサステナビリティ統括室を設置し、肥後銀行と鹿児島銀行のサステナビリティ関連部署を統括することで、グループ横断的なサステナビリティの浸透と推進を行っております。

また、2025年8月「サステナビリティ・アドバイザリーボード」を会長・社長の諮問機関ならびにサステナビリティ推進委員会の助言機関として設置し、外部有識者との意見交換により、当社グループのサステナビリティへの取り組みをさらに強化しています。



GX関連KPI

GHG排出量削減 (Scope1.2.3、2019年度比)	2026年度までに△20% 2030年度までに△30% 2050年度ネットゼロ
サステナブルファイナンス 実行累計額	2026年度 8,500億円 2021年度～2030年度 1兆円 (うち環境分野2,000億円)
SDGs・脱炭素化支援件数	2024年～2026年度累計 2,250件
脱炭素アドバイザー(ベーシック) 取得者数	2026年度 2,100人

2025年度の主な取り組み・成果

サステナブルファイナンス実行累計額 (2025年9月末時点)	7,076億円 (うち、環境分野2,036億円)
SDGs・脱炭素化支援件数	3,454件 (累計)
脱炭素アドバイザー (ベーシック) 取得者数	2,123人
CDP総合スコア (気候変動)	A-

(2) 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況

イ. 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	214,368	222,551	251,292	263,250
経常利益	35,597	38,438	42,991	53,766
親会社株主に帰属する当期純利益	24,668	26,394	30,368	37,674
包括利益	△14,029	71,869	△5,497	77,857
純資産額	652,248	717,615	704,002	761,255
総資産	13,181,457	13,521,248	13,277,647	13,525,584

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	9,711	10,012	11,263	13,690
受取配当金	7,435	7,496	8,801	10,835
銀行業を営む子会社	7,435	7,496	8,801	10,835
その他の子会社	－	－	－	－
当期純利益	7,228	7,359	8,420	10,797
1株当たり当期純利益	円 銭 16 70	円 銭 17 01	円 銭 19 46	円 銭 25 08
総資産	468,174	467,036	466,645	466,725
銀行業を営む子会社株式等	447,443	447,443	447,443	447,443
その他の子会社株式等	3,014	3,314	3,014	3,014

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 当社グループの使用人の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	4,093人	121人	644人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 当社グループの主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社肥後銀行

① 営業所等

	当年度末	
	店	うち出張所 ()
熊本県	112	(4)
鹿児島県	1	(-)
宮崎県	1	(-)
福岡県	6	(1)
大分県	1	(-)
長崎県	1	(-)
東京都	1	(-)
大阪府	1	(-)
合 計	124	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を142か所設置しております。

② 当年度新設営業所等

該当事項はありません。

③ 株式会社肥後銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

株式会社鹿児島銀行

① 営業所等

	当年度末	
	店	うち出張所 ()
鹿児島県	136	(36)
熊本県	1	(-)
宮崎県	9	(-)
福岡県	1	(-)
沖縄県	3	(1)
東京都	1	(-)
大阪府	1	(-)
合 計	152	(37)

(注) 上記のほか、当年度末において事務所を3か所、駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を354か所設置しております。

② 当年度新設営業所等

沖縄支店沖縄中部営業室を新設しております。

③ 株式会社鹿児島銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ロ. リース業及びその他の事業

株式会社九州フィナンシャルグループ

営業所等	所在地
本社ビル	熊本県熊本市
福岡ビル	福岡県福岡市

上記以外のリース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、ロ. 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 当社グループの設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	11,020	100	1,634	12,755

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(新設等)

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社肥後銀行	営業店端末の更改	517
		「くまモン！ Pay」開発	279
		合志支店新店舗取得	218
		クラウドサービス一部更改	126
		統合バンキングアプリ開発	120
	株式会社鹿児島銀行	かぎんアプリの開発	454
		大島支店改築	241
		指宿マンション新築	221

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度において重要な設備の処分及び除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町 1番地	銀行業	百万円 18,128	% 100.0
株式会社鹿児島銀行	鹿児島市金生町 6番6号	銀行業	18,130	100.0
九州F G証券株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	金融商品取引業務	3,000	100.0
九州デジタルソリューションズ 株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	D Xソリューション及び収納 代行サービス	20	100.0
株式会社九州みらいCreation	熊本市西区春日 1丁目12番3号	E Cモール事業、海外ビジネ ス支援事業	200	100.0
九州会計サービス株式会社	鹿児島市泉町3番3号	連結子会社の経理・決算業務 及び連結決算業務	20	100.0
肥銀リース株式会社	熊本市中央区国府 1丁目20番1号	リース業務・貸付業務	50	(100.0)
J R九州F Gリース株式会社	福岡市博多区博多駅前 2丁目19番22号	リース業務・貸付業務・信用 保証業務	400	(90.0)
鹿児島リース株式会社	鹿児島市泉町3番3号	リース業務・貸付業務	66	(100.0)
肥銀カード株式会社	熊本市中央区上通町 10番1号	クレジットカード業務・ 信用保証業務等	100	(100.0)
九州みらいインベストメンツ 株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	投資助言業	300	(100.0)
肥銀キャピタル株式会社	熊本市中央区下通 1丁目9番9号	有価証券の取得・保有・ 売却業務及び企業診断業務	100	(100.0)
株式会社地方総研	熊本市中央区紺屋今町 1番23号	金融・経済の調査・研究、 経営相談業務等	100	(100.0)
株式会社九州健康経営ラボ	熊本市中央区練兵町 1番地	健康経営事業	100	(100.0)
九州M& Aアドバイザーズ株式会社	福岡市博多区博多駅前 2丁目19番22号	M&A仲介・FA事業	200	(60.0)
株式会社K S エナジー	熊本市中央区紺屋町 1丁目13番5号	再生可能エネルギーの発電・ 供給事業	100	(100.0)
肥銀ビジネスサポート株式会社	熊本市北区大窪 1丁目1番26号	文書等の整理集配送 及び物品管理業務	30	(100.0)
肥銀ビジネス教育株式会社	熊本市西区春日 1丁目12番3号	教育・研修業務	30	(100.0)
肥銀オフィスビジネス株式会社	熊本市西区二本木 5丁目1番8号	事務受託業務 有料職業紹介業務	20	(100.0)
株式会社鹿児島カード	鹿児島市泉町3番3号	クレジットカード業務・ 信用保証業務等	50	(100.0)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
鹿児島保証サービス株式会社	鹿児島市泉町3番3号	信用保証業務	百万円 20	% (100.0)
株式会社九州経済研究所	鹿児島市泉町3番3号	金融・経済の調査・研究 経営相談業務等	20	(100.0)
かぎんオフィスビジネス株式会社	鹿児島市泉町3番3号	担保評価業務及び 労働者派遣業務等	30	(100.0)
株式会社かぎん共創投資	鹿児島市金生町 6番6号	投資事業有限責任組合の 財産の運営・管理業務	25	(100.0)
パステムソリューションズ株式会社	鹿児島市錦江町9番2 5号	ICTソリューション業務	50	(100.0)

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は間接議決権比率であります。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
4. 2025年4月1日付で当社の連結子会社である株式会社肥後銀行にて株式会社地方総研を設立しております。
5. 2025年10月1日付で当社の連結子会社である株式会社肥後銀行にて株式会社九州健康経営ラボを設立しております。
6. 2026年1月8日付で当社の連結子会社である株式会社鹿児島銀行にてパステムソリューションズ株式会社の株式を取得し、連結子会社化しております。

(7) 重要な業務提携の概況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(2025年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
郡山明久	代表取締役会長	株式会社鹿児島銀行 代表取締役頭取
笠原慶久	代表取締役社長	株式会社肥後銀行 代表取締役頭取
多田理一郎	取締役専務執行役員 (地域価値共創事業、事業戦略部担当)	九州FG証券株式会社 取締役 九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役 株式会社九州みらいCreation 取締役
山方真一	取締役常務執行役員 (経営企画部、広報・IR部、 人事・総務部、 デジタルイノベーション部担当)	九州FG証券株式会社 取締役 九州デジタルソリューションズ株式会社 取締役 株式会社九州みらいCreation 取締役 九州会計サービス株式会社 取締役
市坪孝一	取締役常務執行役員 (監査部担当)	株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員 株式会社鹿児島銀行 常務取締役
北村幸代子	取締役常務執行役員 (CR統括部担当)	株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員
上村基宏	取締役	株式会社鹿児島銀行 代表取締役会長
根本祐二	取締役 (社外取締役)	東洋大学 名誉教授/ 国際PPP研究所 シニア・リサーチパートナー
渋澤健	取締役 (社外取締役)	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役 コモンズ投信株式会社 取締役会長 株式会社&Capital 代表取締役CEO 株式会社セブン銀行 社外取締役
福本伸昭	取締役 (社外取締役)	株式会社ピーエスシー 執行役員
北ノ園雅英	取締役 (監査等委員) (常勤)	株式会社鹿児島銀行 取締役 (監査等委員) 株式会社九州みらいCreation 監査役 九州会計サービス株式会社 監査役
坂田二郎	取締役 (監査等委員) (非常勤)	株式会社肥後銀行 取締役 (監査等委員) 九州デジタルソリューションズ株式会社 監査役
田島優子	取締役 (監査等委員) (社外取締役・非常勤)	さわやか法律事務所 パートナー弁護士
鈴木伸弥	取締役 (監査等委員) (社外取締役・非常勤)	明治安田生命保険相互会社 特別顧問
大鼓利枝	取締役 (監査等委員) (社外取締役・非常勤)	TMI総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役の根本祐二氏、渋澤健氏、福本伸昭氏、田島優子氏、鈴木伸弥氏、大鼓利枝氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、上場している証券取引所に届け出ております。
2. 江藤英一氏、赤塚典久氏、松前邦昭氏、渡辺捷昭氏、田辺雄一氏、田中克郎氏は、2025年6月20日開催の第10期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。
3. 山方真一氏、市坪孝一氏、北村幸代子氏は2025年6月20日付で当社の取締役常務執行役員に就任しております。
4. 渋澤健氏、福本伸昭氏、坂田二郎氏、大鼓利枝氏は2025年6月20日付で当社の取締役に就任しております。
5. 北ノ園雅英氏は、株式会社鹿児島銀行において、審査部企業サポート室長、執行役員医業支援部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、2025年4月1日付で、当社の常勤の取締役（監査等委員）となっております。
6. 当社は常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、金融実務に精通している者が、重要な会議等への出席及び会計監査人や内部監査部門との十分な連携等により得られた情報を監査等委員会で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
7. 田島優子氏は、2025年6月27日付で株式会社千葉銀行の取締役に退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2023年5月11日の取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして十分に機能するような体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての決算一時金、中長期的な企業価値向上との連動性のある株式報酬により構成し、それ以外の取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみといたします。

当社の監査等委員以外の取締役の報酬は、株主総会決議で定められた報酬限度額の範囲内で、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会に諮問したうえで、取締役会において決定いたします。

②基本報酬に関する事項

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて総合的に勘案し、決定いたします。

③業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を決算一時金として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行います。

なお、2025年度における業績連動報酬（決算一時金）の支給テーブルは以下のとおりです。

連結当期純利益額	報酬枠
520億円以上	102百万円
480億円以上520億円未満	96百万円
440億円以上480億円未満	90百万円
400億円以上440億円未満	84百万円
360億円以上400億円未満	78百万円
320億円以上360億円未満	72百万円
280億円以上320億円未満	66百万円
240億円以上280億円未満	60百万円
200億円以上240億円未満	54百万円
160億円以上200億円未満	48百万円
120億円以上160億円未満	42百万円
80億円以上120億円未満	36百万円
80億円未満	—

④非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上と運動性のある報酬構成とするために株式報酬とし、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まるポイントを毎年、一定の時期に付与、取締役の退任時に付与した累計ポイントに相当する自社株式の給付を行います。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、自社株式の給付に代えて、自社株式の時価相当の金銭給付を行います。

⑤報酬の支給割合

監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬の支給割合は役位を基に役割や責任、業績評価に基づいて設定しておりますが、概ね基本報酬が75%、決算一時金が15%、株式報酬が10%としております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員以外の取締役の年度報酬は、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定しており、監査等委員以外の取締役に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長笠原慶久が決定しております。その具体的内容は、各監査等委員以外の取締役、執行役員の基本報酬及び各監査等委員以外の取締役、執行役員の担当業務の実績に基づいた業績連動報酬（決算一時金）の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社の業績を全体的に把握しかつ各監査等委員以外の取締役、執行役員の評価を実施するのは代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、株式報酬制度は、取締役会で制定する役員株式給付規程に基づき、取締役個人に対する給付株式数を決定しております。また、監査等委員である取締役の個人別報酬額の決定については、「監査等委員会規程」によります。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会における取締役の報酬等の決議内容は以下のとおりです。

- ・ 監査等委員以外の取締役の報酬額は2021年6月18日開催の第6期定時株主総会において、年額総額3億円以内（うち社外取締役分は3,600万円以内）と決議いただいております。
- ・ 上記限度額の別枠として2023年6月16日開催の第8期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除きます。）の株式報酬は1事業年度あたりに付与するポイント数（1ポイント＝当社株式1株）の上限を120,000ポイントとして決議いただいております。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬額は2021年6月18日開催の第6期定時株主総会において、年額総額1億2,000万円以内と決議いただいております。

なお、第11期定時株主総会終結時点の監査等委員以外の取締役の員数は11名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役の員数は5名です。

八. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	14人	193	137	32	23
取締役 (監査等委員)	7人	37	37	—	—
計	21人	230	174	32	23

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記には2025年6月20日開催の第10期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役6名を含んでおります。
 3. 取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬はございません。
 4. 当社の業績連動報酬は連結当期純利益額の水準に応じて報酬枠を決定しております。当事業年度における連結当期純利益額は38ページ(2)イ 当社グループの財産及び損益の状況の「親会社株主に帰属する当期純利益」に記載のとおりです。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
根本 祐二 (社外取締役)	会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
渋澤 健 (社外取締役)	
福本 伸昭 (社外取締役)	
田島 優子 (社外取締役(監査等委員))	
鈴木 伸弥 (社外取締役(監査等委員))	
大鼓 利枝 (社外取締役(監査等委員))	

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

イ. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役、執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2026年6月1日付で更新予定です。

ロ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2025年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
根本 祐二 (取締役)	東洋大学 名誉教授／国際PPP研究所 シニア・リサーチパートナー
渋澤 健 (取締役)	シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役 コモンズ投信株式会社 取締役会長 株式会社&Capital 代表取締役CEO 株式会社セブン銀行 社外取締役
福本 伸昭 (取締役)	株式会社ピーエスシー 執行役員
田島 優子 (取締役(監査等委員))	さわやか法律事務所 パートナー弁護士
鈴木 伸弥 (取締役(監査等委員))	明治安田生命保険相互会社 特別顧問
大鼓 利枝 (取締役(監査等委員))	TMI総合法律事務所 パートナー弁護士

(注) 当社と上記社外役員の兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
根本 祐二 (取締役)	7年10か月	当事業年度に開催した取締役会 11回中11回出席	大学教授として地域政策に携わった経験を活かし、公共政策、都市開発、地域開発の専門家としての豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただいております。また、取締役会において、大学教授としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。
波澤 健 (取締役)	10か月	当事業年度に開催した取締役会 9回中9回出席	外資系投資銀行でのマーケット業務経験、更には米国大手ヘッジファンドの日本法人代表を務めた経歴、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただいております。また、取締役会において、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜助言をいただいております。
福本 伸昭 (取締役)	10か月	当事業年度に開催した取締役会 9回中9回出席	多くの金融機関の基幹系、情報系のシステムプロジェクトに関わってきた経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただいております。また、取締役会において、システム分野においての専門的見地から、適宜助言をいただいております。
田島 優子 (取締役(監査等委員))	10年6か月	当事業年度に開催した取締役会 11回中11回出席 当事業年度に開催した監査等委員会 11回中11回出席	検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。
鈴木 伸弥 (取締役(監査等委員))	2年10か月	当事業年度に開催した取締役会 11回中10回出席 当事業年度に開催した監査等委員会 11回中10回出席	大手金融機関の経営者並びに地方銀行の監査等委員として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査等委員会において経営者並びに地方銀行の監査等委員として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜助言をいただいております。
大鼓 利枝 (取締役(監査等委員))	10か月	当事業年度に開催した取締役会 9回中9回出席 当事業年度に開催した監査等委員会 9回中9回出席	弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8人	43	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には2025年6月20日開催の第10期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 1,000,000千株
発行済株式の総数 463,375千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 40,846名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	49,850	11.76
一般財団法人岩崎育英文化財団	20,936	4.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	18,974	4.47
明治安田生命保険相互会社	18,568	4.38
九州フィナンシャルグループ従業員持株会	12,629	2.98
株式会社福岡銀行	12,620	2.97
宝興業株式会社	9,088	2.14
岩崎産業株式会社	7,616	1.79
GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	7,114	1.67
株式会社宮崎銀行	6,212	1.46

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を39,818千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 荒牧 秀樹 指定有限責任社員 平木 達也 指定有限責任社員 下野 純平	41	(報酬等について監査等委員会が同意した理由) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、監査品質及び監査報酬額の算出根拠などについて、当監査等委員会で検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は165百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保するための内容の概要>

経営の基本方針であるグループ理念体系の趣旨に則り、当社グループの業務の適正を確保するための体制構築を経営の最重要課題の一つとして位置付け、以下の11項目で構成する「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

(1) 当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社グループの「コンプライアンス基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図っております。
- ② 当社は、当社グループのコンプライアンス統括部署としてのCR統括部とグループ全体のコンプライアンスに係る重要な事項を協議するための委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備しております。
- ③ 当社は、当社グループの「反社会的勢力への対応基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備しております。
- ④ 当社は、当社グループの「顧客保護等管理基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が顧客の利益を保護し、利便性の向上を図るための体制を整備しております。
- ⑤ 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、法令等違反行為や不正行為等に関する通報・相談窓口を設置し、適切な措置を講じる体制を整備しております。
- ⑥ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社及びグループ内会社の法令等遵守体制及び顧客保護等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理に関する規則を別途定め、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を整備しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社グループの「リスク管理基本方針」を定め、当社及びグループ内会社が連携し、グループが抱えるあらゆるリスクを適切に管理するための体制を整備しております。
- ② 当社は、当社グループのリスク管理統括部署としてのC R統括部とグループ全体のリスク管理に係る重要な事項を協議する委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。
- ③ 当社は、当社グループの「業務継続基本方針」を定め、危機発生時において速やかに当社及びグループ内会社の業務の継続、通常機能の早期復旧を図るための体制を整備しております。
- ④ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループのリスク管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規程」に、取締役会の組織・運営に係る基本的事項を定めるとともに、取締役会が委任する事項を審議・決定するグループ経営執行会議、各種委員会を設置し、「グループ経営執行会議規程」、各種委員会要綱に基づき、グループ経営が効率的かつ適切に行われる経営管理体制を整備しております。
- ② 当社は、「組織分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、組織・業務・権限について明確に定め、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を整備しております。

(5) 当社並びにグループ内会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、「グループ経営管理規程」を定め、グループ内会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ内会社の経営が適切に行われるように指導・管理するためのグループ経営管理体制を整備しております。
- ② 当社は、グループ内会社の意思決定及び業務執行に関し、重要な事項については定期的に又は必要に応じ随時、当社に対し協議又は報告を行うことを「子会社との協議・報告事項に関する規則」に定め、グループ内会社における取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適切に行われる体制を整備しております。
- ③ 当社は、グループ内会社の運営を管理する部署として経営企画部を設置し「組織分掌規程」に基づき、グループ内会社の事業計画に係る支援・指導及び推進の統括を行っております。
- ④ 当社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性・信頼性を確保するため、当社グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制体制を整備しております。
- ⑤ 当社は、「グループ内取引等に係る基本方針」及び「グループ内の業務提携等に係る基本方針」を定め、グループ内取引等が、法令等に則り適切に行われる体制を整備しております。
- ⑥ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、グループ内取引等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(6) 監査等委員会及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助するために必要な専任及び兼任の使用人を、適切に監査等委員会室に配置しております。

(7) 前項の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人を監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下に置くものとしております。
- ② 当社は、「監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助する使用人に関する規則」を定め、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査等委員会及び監査等委員に意見を求め、これを尊重するものとしております。

(8) 当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」を制定し、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人が、当社又はグループ内会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。
- ② 当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」に基づき、定期的に又は必要に応じ随時、業務執行に係る重要な事項等について当社の監査等委員会に報告を行うとともに、監査等委員会から報告を求められたときには適切に対応しております。また、業務執行に係る重要な事項等について、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人から報告を受けた場合は、その報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告を行っております。
- ③ 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人が、法令等違反行為、不正行為等を発見し、通報等を行う必要がある場合は、当社の監査等委員会に直接報告することができる体制を整備しております。また、CR統括部は、当社グループの内部通報の状況について、速やかに当社の監査等委員会に報告しております。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」及び「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、「取締役会規程」、「グループ経営執行会議規程」、各種委員会要綱に基づき、取締役会・グループ経営執行会議・各種委員会等に参加し、意見を述べることができます。
- ② 監査等委員以外の取締役は、定期的に又は必要に応じ随時、監査等委員と意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。
- ③ 当社又はグループ内会社の監査部は、監査結果について監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査等委員会室と適切に連携し、監査等委員会監査が実効的に行われる体制を確保しております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

(1) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月又は必要に応じ随時開催しております。当事業年度は11回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、当社グループの重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会から委任された事項及びグループ経営に関する重要な事項を審議するグループ経営執行会議を22回開催し、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を確保しております。

(2) コンプライアンス・リスク管理体制

当社は、コンプライアンスの統括部署としてC R 統括部を設置し、C R 統括部担当役員が、当社グループのコンプライアンスに係る事項を統括するとともに、コンプライアンス・顧客保護等委員会を3か月ごとに開催し、当社グループのコンプライアンス管理の状況、反社会的勢力に対する管理状況等について報告・協議を行い、コンプライアンス体制の整備・充実に努めております。

また、当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当社及びグループ内会社が連携し、リスク管理の強化に取り組んでおります。リスク管理の統括部署としてC R 統括部を設置し、C R 統括部担当役員が、当社グループのリスク管理に係る事項を統括するとともに、リスク管理委員会を3か月ごとに開催し、当社グループの信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの状況等について報告・協議を行い、当社グループにおけるリスクを適切にコントロールする体制を構築しております。

(3) 内部監査の実施

当社では、内部監査計画に基づき、監査部が内部管理態勢の適切性・有効性について検証し、問題点の改善提言を行っております。また、当社グループの内部監査結果を通じて把握した問題点は、グループ経営執行会議、取締役会に報告を行っております。

(4) 監査等委員である取締役の職務執行

監査等委員である取締役は、取締役会及び重要な会議等への出席、業務執行に関する重要な書類の閲覧、取締役、執行役員及びその他使用人からの報告又は説明等を通じて、監査の実効性の確保を図っております。また、当事業年度は監査等委員会を11回開催し、監査に関する重要な事項について決議、協議、報告を行っております。

＜ご参考＞コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、グループ理念体系としてパーパス・ビジョン・バリューを定め、その実現に向け、法令等を遵守し、適切な経営の意思決定と業務執行を図るとともに、経営の透明性、公開性及び健全性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

なお、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。この「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社グループの役職員が共有し、その趣旨を十分に理解し、実践してまいります。

(2) 企業統治の体制の概要

企業統治システムに関する以下の基本的な考え方のもと、当社は、取締役15名（うち社外取締役6名）にて組織する取締役会において中長期的な経営戦略の議論をますます充実等させるべく、権限委譲による意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることが、コーポレート・ガバナンスの強化を図るうえで適切であると判断し、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。

9 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町1番地	249,011百万円	466,725百万円
株式会社鹿児島銀行	鹿児島市金生町6番6号	198,431百万円	

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定配当金12円を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安とし、業績に応じて弾力的に株主の皆様への利益還元を努めることを基本方針としております。

剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としており、定款の定めにより、配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

当期の期末配当金につきましては1株当たり16円とし、当中間配当金の1株当たり13円と併せて年間配当金は29円となります。

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るため、当期において2025年9月25日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日から2026年3月12日までの期間に99億9千9百万円（939万株）の自己株式取得を実施いたしました。

なお、引き続き安定的な増配を行っていくとともに、機動的な自己株式取得も活用し、株主還元の充実を図るため、2026年度以降の株主還元方針を下記のとおり変更しております。

<株主還元方針>

当社は、累進的配当を基本としつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向35%を目安とし、利益成長を通じて増配を実現していきます。また、自己株式の取得については、機動的な実施により、株主還元の充実を図ってまいります。

12 その他

該当事項はありません。

連結計算書類

第11期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	1,554,567
コールローン及び買入手形	66,000
買入金銭債権	9,922
特定取引資産	11
金銭の信託	29,636
有価証券	2,143,507
貸出金	9,244,296
外国為替	21,736
リース債権及びリース投資資産	75,147
その他資産	244,270
有形固定資産	111,860
建物	46,631
土地	49,417
建設仮勘定	2,094
その他の有形固定資産	13,716
無形固定資産	21,068
ソフトウェア	20,333
その他の無形固定資産	734
退職給付に係る資産	37,353
繰延税金資産	1,106
支払承諾見返	37,212
貸倒引当金	△72,112
資産の部合計	13,525,584

科目	金額
(負債の部)	
預金	10,570,854
譲渡性預金	240,171
売現先勘定	178,847
債券貸借取引受入担保金	263,523
借入金	1,187,753
外国為替	413
信託勘定借	35,771
その他負債	231,264
退職給付に係る負債	2,268
役員株式給付引当金	371
睡眠預金払戻損失引当金	567
偶発損失引当金	809
特別法上の引当金	0
繰延税金負債	10,657
再評価に係る繰延税金負債	3,843
支払承諾	37,212
負債の部合計	12,764,328
(純資産の部)	
資本金	36,000
資本剰余金	200,791
利益剰余金	488,277
自己株式	△23,759
株主資本合計	701,309
その他有価証券評価差額金	△47,963
繰延ヘッジ損益	90,866
土地再評価差額金	6,042
退職給付に係る調整累計額	10,709
その他の包括利益累計額合計	59,655
非支配株主持分	290
純資産の部合計	761,255
負債及び純資産の部合計	13,525,584

第11期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		263,250
資金運用収益	155,648	
貸出金利息	106,462	
有価証券利息配当金	36,760	
コールローン利息及び買入手形利息	776	
預け金利息	24	
その他の受入利息	11,623	
信託報酬	374	
役務取引等収益	30,004	
特定取引収益	143	
その他業務収益	58,831	
その他経常収益	18,248	
償却債権取立益	14	
その他の経常収益	18,234	
経常費用		209,484
資金調達費用	42,354	
預金利息	21,115	
譲渡性預金利息	1,447	
コールマネー利息及び売渡手形利息	44	
売現先利息	6,386	
債券貸借取引支払利息	12,050	
借入金利息	702	
その他の支払利息	606	
役務取引等費用	12,079	
その他業務費用	60,697	
営業経費	84,899	
その他経常費用	9,454	
貸倒引当金繰入額	4,396	
その他の経常費用	5,058	
経常利益		53,766
特別利益		264
固定資産処分益	4	
負ののれん発生益	241	
段階取得に係る差益	19	
特別損失		93
固定資産処分損	93	
その他の特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		53,937
法人税、住民税及び事業税	16,158	
法人税等調整額	74	
法人税等合計		16,232
当期純利益		37,705
非支配株主に帰属する当期純利益		30
親会社株主に帰属する当期純利益		37,674

第11期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで) **連結株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	36,000	200,737	461,424	△13,936	684,225
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△10,835		△10,835
親会社株主に帰属する当期純利益			37,674		37,674
自己株式の取得				△10,000	△10,000
自己株式の処分		54		177	231
土地再評価差額金の取崩			14		14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	54	26,853	△9,823	17,083
当 期 末 残 高	36,000	200,791	488,277	△23,759	701,309

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△62,137	69,135	6,056	6,461	19,516	259	704,002
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△10,835
親会社株主に帰属する当期純利益							37,674
自己株式の取得							△10,000
自己株式の処分							231
土地再評価差額金の取崩							14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,174	21,730	△14	4,248	40,138	30	40,169
当 期 変 動 額 合 計	14,174	21,730	△14	4,248	40,138	30	57,253
当 期 末 残 高	△47,963	90,866	6,042	10,709	59,655	290	761,255

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 25社
- 株式会社肥後銀行
 - 株式会社鹿児島銀行
 - 九州F G証券株式会社
 - 九州デジタルソリューションズ株式会社
 - 株式会社九州みらいC r e a t i o n
 - 九州会計サービス株式会社
 - 肥銀リース株式会社
 - J R九州F Gリース株式会社
 - 鹿児島リース株式会社
 - 肥銀カード株式会社
 - 九州みらいインベストメンツ株式会社
 - 肥銀キャピタル株式会社
 - 株式会社地方総研
 - 株式会社九州健康経営ラボ
 - 九州M & A アドバイザーズ株式会社
 - 株式会社K S エナジー
 - 肥銀ビジネスサポート株式会社
 - 肥銀ビジネス教育株式会社
 - 肥銀オフィスビジネス株式会社
 - 株式会社鹿児島カード
 - 鹿児島保証サービス株式会社
 - 株式会社九州経済研究所
 - かざんオフィスビジネス株式会社
 - 株式会社かざん共創投資
 - パステムソリューションズ株式会社

(連結の範囲の変更)

株式会社地方総研は2025年4月1日、株式会社九州健康経営ラボは2025年10月1日に新規設立し、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、2026年1月8日付で当社の連結子会社である株式会社鹿児島銀行にてパステムソリューションズ株式会社の株式を取得し、連結子会社化しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 6社

肥後3号地域活性化投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー2号投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー3号投資事業有限責任組合
肥銀大学発ベンチャーシード投資事業有限責任組合
かざん共創投資1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、「肥銀ベンチャー3号投資事業有限責任組合」については、当連結会計年度に設立いたしました。

③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかつた当該他の会社等の名称

株式会社まるおかホールディングス
(子会社としなかつた理由)

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

肥後3号地域活性化投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー2号投資事業有限責任組合
肥銀ベンチャー3号投資事業有限責任組合
肥銀大学発ベンチャーシード投資事業有限責任組合
かざん共創投資1号投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等 9社

肥後・鹿児島地域活性化投資事業有限責任組合
KFGアグリ投資事業有限責任組合
熊本復興応援投資事業有限責任組合
熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合
肥銀ブリッジ投資事業有限責任組合
肥銀ブリッジ2号投資事業有限責任組合
肥銀地域企業応援投資事業有限責任組合

肥銀地域共創投資事業有限責任組合

肥銀・MCグロース1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、「肥銀・MCグロース1号投資事業有限責任組合」については、当連結会計年度に設立いたしました。

- ⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

株式会社K&Kホールディングス

(関連会社としなかった理由)

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日

25社

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

銀行業及び金融商品取引業を営む連結される子会社の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記（イ）のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物： 8年～50年

その他： 2年～30年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。正常先債権及び要管理先債権以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金として計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績を反映するなど必要な修正を加えて算出しております。要管理先債権のうちと信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先債権のうち、一定額以上の大口債務者の債権については債務者ごとに担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した債権額と、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もって算出した回収可能額との差額を貸倒引当金として計上しております。上記以外の破綻懸念先債権については要管理先債権と同様の方法により貸倒引当金を算出しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当社、当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員への株式報酬制度における報酬支払に備えるため、取締役及び執行役員に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理をしております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引業を営む連結される子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結される子会社の退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 ：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による
 定額法により損益処理

数理計算上の差異 ：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
 （10年）による定額法又は定率法により按分した額を、それぞれ発生
 の翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用してあります。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、貸出・債券等の金利変動リスクを減殺する目的で行うヘッジ、及びキャッシュ・フローを固定する目的で行うヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 72,112百万円

(2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 見積り金額の算出方法

当社グループの貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 見積り金額の算出に用いた仮定

貸倒引当金は、債務者の現時点の財務内容や債務返済能力等を総合的に勘案し債務者区分を決定しており、過去の貸倒実績率を基礎に算定した予想損失率や合理的に見積もられたキャッシュ・フローに基づき算出しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記②に記載した債務者区分の決定、予想損失率及びキャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実であり、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合においては、損失額が増減する可能性があります。

未適用の会計基準等

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

貸手の会計処理として、製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うファイナンス・リース取引については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法が廃止され、利息相当額を各期へ配分する方法が適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

追加情報

(株式給付信託)

当社は、取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員並びに当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」という。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

2. 信託が保有する当社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。なお、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は434百万円、株式数は637千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 14,208百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	24,700百万円
危険債権額	69,120百万円
三月以上延滞債権額	22百万円
貸出条件緩和債権額	61,719百万円
合計額	155,561百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,870百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、976百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	823,837百万円
貸出金	1,419,900百万円
リース債権及びリース投資資産	1,335百万円
その他資産	15百万円
担保資産に対応する債務	
預金	91,788百万円
売現先勘定	178,847百万円
債券貸借取引受入担保金	263,523百万円
借入金	1,170,200百万円
その他負債	564百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、有価証券87,826百万円、外国為替2,607百万円及びその他資産1,245百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金595百万円及び金融商品等差入担保金1,910百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,706,391百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,635,631百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社肥後銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,823百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 83,382百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,066百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は39,969百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益14,222百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損2,759百万円を含んでおります。
3. 「営業経費」には、給与・賞与手当等43,216百万円、減価償却費9,976百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	463,375	—	—	463,375	
自己株式					
普通株式	30,730	9,400	312	39,818	(注)

- (注) 1. 当連結会計年度の自己株式の普通株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式が637千株含まれております。
2. 当連結会計年度における自己株式の普通株式の増加9,400千株のうち、9,399千株は自己株式の取得によるもの、1千株は単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少312千株のうち、0千株は買増請求によるもの、186千株は創立10周年記念に伴う従業員持株会を通じた株式付与によるもの、126千株は対象役員の退任に伴う株式給付信託からの給付によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	5,200百万円	12.0円	2025年 3月31日	2025年 6月2日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	5,634百万円	13.0円	2025年 9月30日	2025年 12月1日
合計		10,835百万円			

- (注) 1. 2025年5月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。
2. 2025年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する自社の株式に対する配当金8百万円が含まれております。また、1株当たり配当額のうち1円は、当社創立10周年記念配当であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	6,787百万円	利益剰余金	16.0円	2026年 3月31日	2026年 6月1日

- (注) 2026年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する自社の株式に対する配当金10百万円が含まれております。また、1株当たり配当額のうち1円は、当社創立10周年記念配当であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、個人や法人等の預金者から受け入れた預金や短期金融市場から調達した資金などをもとに、資金の貸出や有価証券運用などを行う銀行業を中心に、証券業務、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

保有する金融資産及び金融負債は金利変動や価格変動などを伴うため、不利な影響が生じないよう、オフバランス取引を含むグループ全体の資産及び負債を対象にリスクを統合的に把握・コントロールし、収益の向上と安定化を図るべく資産及び負債の総合的管理 (ALM) を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、最も大きなウェイトを占めるのは貸出金であり、主として国内法人及び個人に対するものです。貸出金は信用リスクに晒されており、取引先の信用状況が悪化し、債務の支払いが不能となった場合、貸倒等の損失を被る可能性があります。

ます。また、固定金利の貸出金については、市場リスクに晒されており、市場金利の変動により時価が変動する可能性があります。

次に大きなウェイトを占めるのが有価証券であり、国内債券に加え、株式や海外債券、投資信託等を保有しております。保有する有価証券は、市場リスクに晒されており、金利や株価、為替等のリスク・ファクターの変動により、時価が変動し損失を被る可能性があります。加えて、流動性の低下により時価が下落する流動性リスクにも晒されております。また、債券や株式など一部の有価証券については信用リスクに晒されており、発行体の信用状況が悪化した場合には、減損等の損失を被る可能性があります。

② 金融負債

当社グループの金融負債のうち預金等及び市場性の資金調達については、流動性リスクに晒されており、当社グループの信用力が低下することにより、預金の流出や必要な資金が調達できなくなる可能性に加え、不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。なお、当社の一部のグループ会社については、借入金により資金調達を行っており、同様に流動性リスクに晒されております。

また、固定金利の調達については、市場リスクに晒されており、市場金利の変動により時価が変動する可能性があります。

③ デリバティブ

当社グループが行っているデリバティブ取引には、金利スワップ取引や為替・通貨スワップ取引等があります。リスク・ヘッジを目的とした取引については、繰延ヘッジや特例処理等によるヘッジ会計を適用しており、時価の変動比率や契約内容を基に、ヘッジの有効性を評価しています。デリバティブ取引についても、取引先の信用状況が悪化し、契約が履行されない信用リスクや、リスク・ファクターの変動に伴う市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理の基本方針

当社グループでは、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理の徹底に関する組織・体制の強化を図っております。各種リスクを正しく把握し、かつ、金融情勢の変化に対応してリスクを適切に管理することにより、当社グループの健全性の維持・向上と経営基盤の確立を図っております。

② 統合リスク管理

当社グループでは、各種リスクを一元的に把握・合算し、全体のリスク量が経営体力に対して大きすぎないかを管理するため統合リスク管理を行っております。また、自己資本の範囲内で各種リスクに対する備えとしてリスク資本を配賦する態勢を導入し、経営の健全性確保と収益性・効率性の向上に努めております。

A 信用リスク

当社グループでは、貸出金の審査・管理部門は営業推進部門と分離し、相互牽制機能による厳格な審査・管理を行うとともに、与信ポートフォリオについても、特定の地域、業種、企業、グループ等への与信集中の管理を適切に行っております。

また、取引先の信用度合いの正確な把握と信用リスク管理の精緻化を目的に「信用格付制度」を導入し、融資方針や貸出金利の決定に有効に活用しております。自己査定につい

ては監査する独立の部署を設け、営業店・審査部門への相互牽制機能をもたせることにより自己査定の正確性向上を図っております。

B 市場リスク

当社グループでは、的確な市場リスクコントロールによる安定的な収益の確保を図るため、VaR（バリュー・アット・リスク（一定の保有期間及び特定の確率の範囲内で想定される最大損失額））等の手法によりリスクを把握したうえで、ALM委員会等において、金利予測や収益計画に基づき、リスク・テイクやリスク・ヘッジの方針等を決定しております。

当社グループにおいて、金利リスクの影響を受ける金融商品には、預金・貸出金・債券・金利関連デリバティブ取引等があり、価格変動リスクの影響を受ける金融商品には、債券・株式・株式投資信託・株式関連デリバティブ取引等があります。当社グループでは、これらの金融商品について株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行がそれぞれにおいて市場リスク量を算定し管理しております。

株式会社肥後銀行はヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日～6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）によるVaRを計測しており、2026年3月31日現在では、金利リスクに係るVaRが114億円、価格変動リスクに係るVaRが164億円となっております。

また、株式会社鹿児島銀行では、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日～6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）によるVaRを計測しており、2026年3月31日現在では、金利リスクに係るVaRが80億円、価格変動リスクに係るVaRが95億円となっております。

なお、VaRの値についてはバックテスト等による検証を定期的を実施しておりますが、過去の市場の変動を基に一定の発生確率を前提として計測しているため、過去にない規模の市場変動の影響まで捕捉するものではありません。また、その金額等から影響が軽微な一部の金融商品や、一部のグループ会社の金融商品につきましては定量的分析を実施していません。

C 流動性リスク

当社グループでは、流動性リスクに対応するため資金繰りに関する管理部署を定め、日次、週次、月次にて資金繰り状況を把握・分析し、必要に応じて適切な市場調達を実施しております。また、不測の事態に備え資金繰り逼迫度に応じて、各々の局面において迅速な対応が行えるよう、対応策や報告連絡体制を定めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。

また、現金預け金、コールローン、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 特定取引資産 売買目的有価証券	11	11	-
(2) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券 (* 4)	34,715 2,054,237	30,311 2,054,237	△4,403 -
(3) 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	9,244,296 △68,897		
	9,175,398	9,024,483	△150,915
資 産 計	11,264,363	11,109,043	△155,319
(1) 預 金	10,570,854	10,573,762	2,907
(2) 譲 渡 性 預 金	240,171	240,466	295
(3) 借 用 金	1,187,753	1,182,619	△5,134
負 債 計	11,998,779	11,996,848	△1,930
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,233)	(3,233)	-
ヘッジ会計が適用されているもの (* 3)	122,913	122,913	-
デリバティブ取引計	119,679	119,679	-

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(* 3) ヘッジ対象である有価証券等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

(* 4) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式 等 (*1) (*2)	10,099
組 合 出 資 金 等 (*3)	44,455

(*1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について286百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定取引資産及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	10	1	－	11
その他有価証券（*1）				
国債・地方債等	424,301	296,785	－	721,087
社債	－	377,384	32,848	410,233
株式	183,455	5,374	－	188,830
その他	388,501	325,293	5,978	719,773
デリバティブ取引				
金利関連	－	134,666	－	134,666
通貨関連	－	4,942	－	4,942
資産計	996,267	1,144,448	38,826	2,179,543
デリバティブ取引				
金利関連	－	1,424	－	1,424
通貨関連	－	18,503	－	18,503
負債計	－	19,928	－	19,928

（*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は3,273百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は11,040百万円であります。

①第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売 却及び償 還の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益
		損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (*1)					
有価証券								
その他有価証券								
その他（第 24-3項の取 扱いを適用し た投資信託）	2,284	-	△10	1,000	-	-	3,273	-
その他（第 24-9項の取 扱いを適用し た投資信託）	10,505	-	232	302	-	-	11,040	-

(*1) 連結包括利益の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約申込から払戻まで数か月を要するもの	3,273

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	11,500	－	－	11,500
社債	－	97	18,713	18,810
貸出金	－	－	9,024,483	9,024,483
資産計	11,500	97	9,043,196	9,054,794
預金	－	10,573,762	－	10,573,762
譲渡性預金	－	240,466	－	240,466
借入金	－	1,182,619	－	1,182,619
負債計	－	11,996,848	－	11,996,848

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産特定取引資産及び有価証券

特定取引資産及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、無担保コールレート、TIBOR、国債利回り、スワップレート、信用スプレッド等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、

期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートをベースに信用スプレッドを加味した利率等で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としレベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。定期預金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、預入期間が短期間（1年以内）の外貨定期預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率、又は、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はいずれもレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び連結される子会社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2026年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
その他有価証券 社債	現在価値技法	信用スプレッド	0.149% - 1.523%	0.399%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券 その他有価証券 社債 その他	19,422 - - -	6 - -	△84 △21	13,503 6,000	- -	- -	32,848 5,978	- -

(*1) 連結損益計算書の「その他経常収益」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは信用スプレッドであります。このインプットの著しい上昇（低下）はそれら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売 買 目 的 有 価 証 券	0

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種 類	連 結 貸 借 対 照 表 (百 万 円)	時 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	546	547	1
	そ の 他	—	—	—
	小 計	546	547	1
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	15,613	11,500	△4,113
	地 方 債	—	—	—
	社 債	18,555	18,263	△292
	そ の 他	—	—	—
	小 計	34,169	29,763	△4,405
合 計		34,715	30,311	△4,403

3. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種 類	連 結 貸 借 対 照 表 (百 万 円)	取 得 原 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	181,828	74,431	107,397
	債 券	70,017	69,950	67
	国 債	—	—	—
	地 方 債	47,859	47,811	47
	短 期 社 債	16,992	16,990	1
	社 債	5,165	5,148	17
	そ の 他	232,172	194,900	37,271
	うち外国証券	112,063	97,264	14,799
	小 計	484,018	339,282	144,736
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	7,001	7,825	△823
	債 券	1,061,303	1,194,365	△133,061
	国 債	424,301	502,450	△78,149
	地 方 債	248,926	284,492	△35,566
	短 期 社 債	38,957	38,964	△7
	社 債	349,118	368,457	△19,339
	そ の 他	501,914	583,266	△81,352
	うち外国証券	461,056	540,090	△79,033
	小 計	1,570,219	1,785,457	△215,238
合 計	2,054,237	2,124,739	△70,501	

(注) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額54,554百万円）については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	100	100	—
その他	—	—	—
合計	100	100	—

(売却の理由) 買入消却によるものであります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	27,770	13,001	1,661
債券	364,266	5,906	11,680
国債	339,701	5,716	9,573
地方債	15,048	190	668
短期社債	—	—	—
社債	9,516	—	1,438
その他	180,734	7,937	6,529
うち外国証券	163,195	4,969	5,850
合計	572,771	26,845	19,872

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理するとともに、30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の時価の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	9,996	13

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	19,640	19,640	-	-	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 パステムソリューションズ株式会社

事業の内容 ICTソリューション事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社子会社の鹿児島銀行は、デジタル戦略ブランドデザインを公表しており、その中では、「地域社会のデジタル化をリードする企業グループ」を目指す姿としております。地方を中心に、人口減少・少子高齢化、過疎化、地域産業の空洞化といった課題は一層深刻化しており、地域経済の重要課題となっております。鹿児島銀行では、そのような重要課題の解決支援策の一つとして、「地域社会のデジタル化」を掲げ、その実現に向けた取組みを進めております。

今般の株式取得により、地域、お客さまに対するデジタル化支援の体制強化を図り、本格的に事業拡大を行っていく予定であり、デジタルソリューション分野のビジネス領域において、スピード感のある成長・拡大を目指してまいります。

(3) 企業結合日（みなし取得日2026年3月31日）

2026年1月8日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 5%

企業結合日に追加取得した議決権比率 95%

取得後の議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社鹿児島銀行が、現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2026年3月31日をみなし取得としているため、該当ありません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の守秘義務により非開示とさせていただきますが、第三者による株式価値の算定結果を勘案し決定しており、公正な価格と認識しております。

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 19百万円

5. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンス費用等 16百万円

6. 発生した負ののれんの金額、発生原因

(1) 発生した負ののれん金額

241百万円

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しています。

7. 企業結合日に受け入れ資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

3,054百万円

(2) 負債の額

2,422百万円

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	12,438	－	12,438	－	12,438
為替業務	7,361	－	7,361	－	7,361
証券関連業務	772	－	772	2,733	3,505
その他業務	6,266	7	6,274	6	6,281
信託報酬					
信託関連業務	374	－	374	－	374
その他経常収益					
その他業務	633	27	660	390	1,051
顧客との契約から生じる経常収益	27,847	34	27,882	3,130	31,012
上記以外の経常収益	187,220	40,672	227,893	6,172	234,066
外部顧客に対する経常収益	215,068	40,707	255,775	9,303	265,078

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、証券業務、クレジットカード業務等であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1,796円60銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 87円54銭

なお、潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

計算書類

第11期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,887	流動負債	11,351
現金及び預金	3,750	短期借入金	10,522
前払費用	132	1年内返済予定の長期借入金	630
その他	4	未払費用	47
固定資産	462,837	未払配当金	75
有形固定資産	11,785	未払法人税等	23
建物	9,420	未払消費税等	44
器具及び備品	277	その他	7
土地	2,084	固定負債	12,991
リース資産	2	長期借入金	12,635
無形固定資産	515	リース債務	2
ソフトウェア	515	役員株式給付引当金	43
投資その他の資産	450,536	その他	310
投資有価証券	56	負債の部合計	24,343
関係会社株式	450,458	(純資産の部)	
長期前払費用	21	株主資本	442,381
その他	0	資本金	36,000
資産の部合計	466,725	資本剰余金	415,292
		資本準備金	9,000
		その他資本剰余金	406,292
		利益剰余金	14,849
		その他利益剰余金	14,849
		繰越利益剰余金	14,849
		自己株式	△23,759
		純資産の部合計	442,381
		負債及び純資産の部合計	466,725

第11期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	13,690
関係会社受取配当金	10,835
関係会社受入手数料	2,854
営業費用	3,290
販売費及び一般管理費	3,290
営業利益	10,399
営業外収益	621
受取利息及び配当金	11
受取賃貸料	574
雑収入	34
営業外費用	210
支払利息	210
雑損失	0
経常利益	10,811
特別損失	0
固定資産売却損	0
税引前当期純利益	10,810
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等合計	13
当期純利益	10,797

第11期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで) **株主資本等変動計算書**

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	36,000	9,000	406,238	415,238
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			54	54
当 期 変 動 額 合 計	-	-	54	54
当 期 末 残 高	36,000	9,000	406,292	415,292

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	14,887	14,887	△13,936	452,189	452,189
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△10,835	△10,835		△10,835	△10,835
当 期 純 利 益	10,797	10,797		10,797	10,797
自 己 株 式 の 取 得			△10,000	△10,000	△10,000
自 己 株 式 の 処 分			177	231	231
当 期 変 動 額 合 計	△38	△38	△9,823	△9,807	△9,807
当 期 末 残 高	14,849	14,849	△23,759	442,381	442,381

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	8年～38年
器具及び備品		4年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員への株式報酬制度における報酬支払に備えるため、取締役及び執行役員に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理をしております。

追加情報

(株式給付信託)

当社は、取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員並びに当社子会社（株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行）の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び非業務執行取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「対象役員」という。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

2. 信託が保有する当社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。なお、当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は434百万円、株式数は637千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,784百万円
2. 関係会社に対する金銭債権 預金	3,717百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期借入金	10,522百万円
1年内返済予定の長期借入金	630百万円
長期借入金	12,635百万円
リース債務	2百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
関係会社受取配当金	10,835百万円
関係会社受入手数料	2,854百万円
販売費及び一般管理費	995百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	9百万円
受取賃貸料	574百万円
雑収入	12百万円
支払利息	210百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	30,730	9,400	312	39,818	(注)
合計	30,730	9,400	312	39,818	

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式の普通株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する自社の株式が637千株含まれております。
2. 当事業年度における自己株式の普通株式の増加9,400千株のうち、9,399千株は自己株式の取得によるもの、1千株は単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少312千株のうち、0千株は買増請求によるもの、186千株は創立10周年記念に伴う従業員持株会を通じた株式付与によるもの、126千株は対象役員の退任に伴う株式給付信託からの給付によるものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
繰越欠損金	164百万円
関係会社株式評価損	93百万円
繰延資産	0百万円
一括償却資産	2百万円
その他	21百万円
繰延税金資産小計	282百万円
評価性引当額	△282百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	－百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 肥後銀行	熊本市 中央区	18,128	銀行業	所有直接 100%	経営管理・ 役員の兼 任、出向者 の受入	資金の借入(注1)	9,533	短期借入金 1年内 返済予定の 長期借入金 長期借入金	5,261 315 6,317
							借入金利息の支払(注1)	104	—	—
							経営管理料 の受取(注2)	1,432	—	—
							配当金の受取	5,417	—	—
	出向者人件費 の支払(注3)	340	—	—						
	株式会社 鹿児島銀行	鹿児島市	18,130	銀行業	所有直接 100%	経営管理・ 役員の兼 任、出向者 の受入	資金の借入(注1)	9,533	短期借入金 1年内 返済予定の 長期借入金 長期借入金	5,261 315 6,317
							借入金利息の支払(注1)	104	—	—
							経営管理料 の受取(注2)	1,422	—	—
配当金の受取							5,417	—	—	
出向者人件費 の支払(注3)	341	—	—							

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。また、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

3. 出向者人件費は、出向元の給与を基準に双方協議のうえ、決定しております。

3. 兄弟会社等
該当ありません。

4. 役員及び個人主要株主等
該当ありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 1,044円44銭

1 株当たりの当期純利益金額 25円08銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社九州フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒 牧 秀 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平 木 達 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 野 純 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社九州フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び責任を負っている。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社九州フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒 牧 秀 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平 木 達 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 野 純 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社九州フィナンシャルグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 北ノ園 雅 英
非常勤監査等委員 坂 田 二 郎
社外監査等委員 田 島 優 子
社外監査等委員 鈴 木 伸 弥
社外監査等委員 大 鼓 利 枝

(注) 監査等委員 田島優子、鈴木伸弥及び大鼓利枝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

中継会場ご案内図

中継会場に ご来場の 株主様へ

中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場（鹿児島）の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできません。あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、ご来場ください。

会場

肥後銀行 本店 2階大会議室

熊本県熊本市中央区練兵町1番地〔TEL 096-325-2111（代表）〕

交通

■熊本駅より（約10分）

熊本市電（路面電車） 「熊本駅前」⇒「辛島町」下車 徒歩すぐ

バス各社（桜町バスターミナル経由乗車） 「熊本駅前」⇒「桜町バスターミナル」下車 徒歩2分

■熊本空港より（約50分）

空港リムジンバス 「熊本空港」⇒「桜町バスターミナル」下車 徒歩2分

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



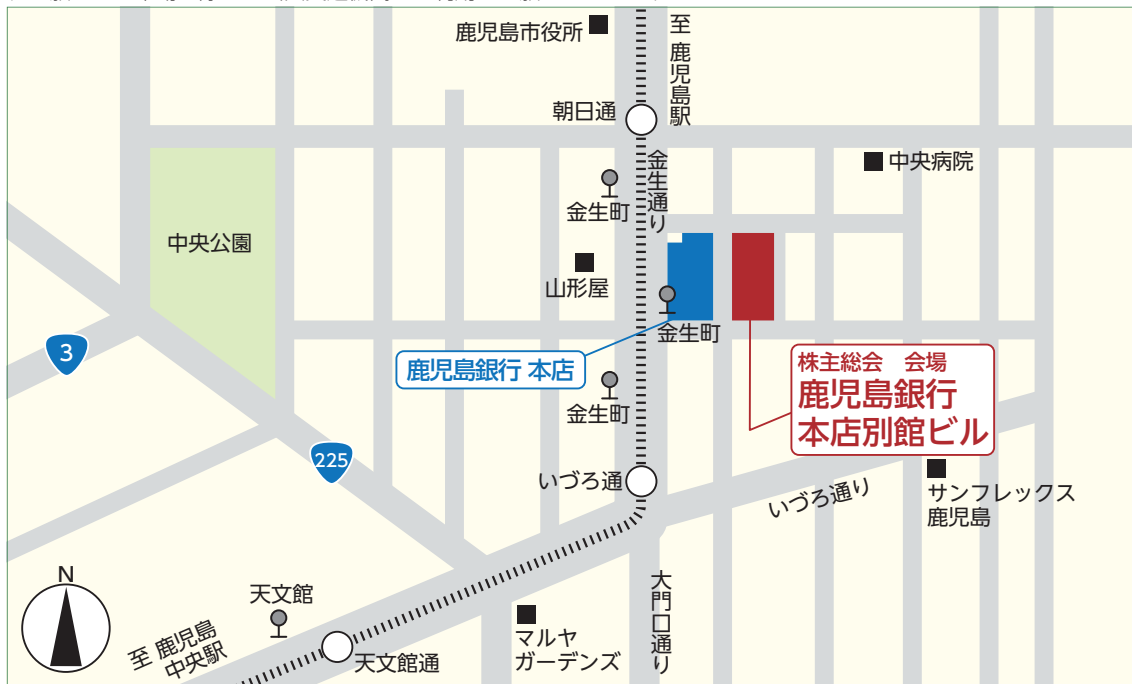
定時株主総会 会場ご案内図

会場 鹿兒島銀行 本店別館ビル 3階大ホール
鹿兒島県鹿兒島市泉町3番3号〔TEL：099-225-3111（代表）〕

交通 ■鹿兒島中央駅東口より（約10分）
バス各社 「鹿兒島中央駅」⇒「金生町」下車 徒歩1分
鹿兒島市電「鹿兒島中央駅」⇒「いづろ通」下車 徒歩2分

■鹿兒島空港より（約65分）
空港リムジンバス（鹿兒島市内行き）所要時間約55分、「天文館」下車 徒歩10分

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。